

【中核市別】 就労継続支援 A 型における生産活動の経営改善状況（令和 6 年 3 月末時点）

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所		③指定基準を 満たしていない事業所 (生産活動収支 利用者賃金)			
				④経営改善計画提出済 事業所			
		(2/①)	(3/②)	(4/③)			
函館市	5	5	100.0%	1	20.0%	0	0.0%
旭川市	9	7	77.8%	1	14.3%	0	0.0%
青森市	23	19	82.6%	8	42.1%	8	100.0%
八戸市	19	19	100.0%	5	26.3%	5	100.0%
盛岡市	17	17	100.0%	6	35.3%	6	100.0%
秋田市	10	8	80.0%	5	62.5%	5	100.0%
山形市	7	6	85.7%	4	66.7%	4	100.0%
福島市	7	6	85.7%	2	33.3%	2	100.0%
郡山市	7	7	100.0%	4	57.1%	4	100.0%
いわき市	6	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
水戸市	19	9	47.4%	4	44.4%	3	75.0%
宇都宮市	32	32	100.0%	9	28.1%	9	100.0%
前橋市	6	5	83.3%	3	60.0%	3	100.0%
高崎市	9	8	88.9%	3	37.5%	3	100.0%
川越市	12	12	100.0%	6	50.0%	6	100.0%
川口市	14	14	100.0%	2	14.3%	2	100.0%
越谷市	14	14	100.0%	4	28.6%	4	100.0%
船橋市	15	13	86.7%	7	53.8%	7	100.0%
柏市	9	8	88.9%	4	50.0%	3	75.0%
八王子市	10	10	100.0%	2	20.0%	0	0.0%
横須賀市	4	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
富山市	35	33	94.3%	20	60.6%	20	100.0%
金沢市	25	25	100.0%	16	64.0%	16	100.0%
福井市	19	19	100.0%	9	47.4%	8	88.9%
甲府市	6	3	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
長野市	16	5	31.3%	3	60.0%	3	100.0%
松本市	13	1	7.7%	0	0.0%	0	0.0%
岐阜市	42	39	92.9%	19	48.7%	19	100.0%
豊橋市	15	12	80.0%	4	33.3%	4	100.0%
岡崎市	11	10	90.9%	8	80.0%	8	100.0%
豊田市	13	11	84.6%	5	45.5%	5	100.0%
一宮市	15	11	73.3%	4	36.4%	4	100.0%

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所		③指定基準を 満たしていない事業所 (生産活動収支 利用者賃金)			
				④経営改善計画提出済 事業所			
		(2/①)	(3/②)	(4/③)			
大津市	5	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
豊中市	5	5	100.0%	3	60.0%	2	66.7%
高槻市	6	6	100.0%	1	16.7%	1	100.0%
枚方市	12	12	100.0%	5	41.7%	5	100.0%
八尾市	18	18	100.0%	9	50.0%	2	22.2%
寝屋川市	5	4	80.0%	3	75.0%	2	66.7%
東大阪市	18	16	88.9%	8	50.0%	8	100.0%
吹田市	8	8	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
姫路市	16	15	93.8%	2	13.3%	2	100.0%
尼崎市	21	16	76.2%	15	93.8%	14	93.3%
明石市	16	16	100.0%	5	31.3%	5	100.0%
西宮市	17	16	94.1%	7	43.8%	7	100.0%
奈良市	17	16	94.1%	6	37.5%	6	100.0%
和歌山市	19	19	100.0%	8	42.1%	8	100.0%
鳥取市	13	12	92.3%	1	8.3%	1	100.0%
松江市	12	12	100.0%	3	25.0%	2	66.7%
倉敷市	26	26	100.0%	12	46.2%	10	83.3%
呉市	7	7	100.0%	2	28.6%	2	100.0%
福山市	16	16	100.0%	4	25.0%	4	100.0%
下関市	8	6	75.0%	3	50.0%	3	100.0%
高松市	15	14	93.3%	2	14.3%	2	100.0%
松山市	46	46	100.0%	2	4.3%	2	100.0%
高知市	16	16	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
久留米市	32	31	96.9%	20	64.5%	19	95.0%
長崎市	17	17	100.0%	2	11.8%	2	100.0%
佐世保市	11	11	100.0%	7	63.6%	7	100.0%
大分市	36	30	83.3%	7	23.3%	7	100.0%
宮崎市	32	24	75.0%	9	37.5%	9	100.0%
鹿児島市	29	29	100.0%	6	20.7%	6	100.0%
那覇市	29	21	72.4%	7	33.3%	4	57.1%
合計	992	888	89.5%	327	36.8%	303	92.7%

※ 指定事業所のうち、新規指定より 6 月未満の事業所及び休止の事業所は、経営状況を把握する必要はない。

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

令和6年10月28日付け事務連絡「A型事業所廃止等に係る対応の留意事項等について」

A型事業所の廃止等に係る対応の留意事項として、以下の内容について、自治体宛に依頼

1. 事業者責務の更なる徹底

- ・平成29年7月28日付け事務連絡「指定障害福祉サービス事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項等について」において示した、利用者の利用調整等の指定障害福祉サービス事業者の責務について改めて周知・徹底すること。

2. 利用者の受入先調整に係る指定権者と支給決定権者による連携した支援

- ・都道府県知事・市町村長の役割として、指定障害福祉サービス事業者等の関係者相互間の連絡調整、助言、その他の援助ができる旨が障害者総合支援法で規定されていることも踏まえ、指定権者に対して、勧告や命令といった措置を講じつつ、関係機関等と協力して利用者の受入先の調整に努めること。
- ・サービス利用者の居住地の市町村（支給決定権者）は、指定権者や相談支援事業者、障害者就業・生活支援センター等と連携して、利用者が希望に応じたサービスが受けられるよう、支援を行うこと。

3. 都道府県労働局及び公共職業安定所との連携

- ・公共職業安定所が、A型事業所の廃止に伴い離職を余儀なくされた障害者を把握し、適切な再就職支援を迅速かつ漏れなく実施できるよう、指定権者は、廃止届を受理し次第、都道府県労働局や公共職業安定所に情報提供するなど、公共職業安定所による支援に協力すること。

4. A型事業所の経営に係る引き続きの支援

- ・A型事業所の経営改善・安定的経営につながるよう、積極的なアウトリーチ支援に取り組むこと。
- ・A型事業所から提出された「経営改善計画書」の内容やその後の経営状況等の確認を徹底するとともに、一定期間経過後にも、計画の実行状況と経営改善状況の把握や、必要な指導や支援を実施すること。
- ・工賃向上計画支援等事業、障害者優先調達推進法、よろず支援拠点等の支援制度を活用・周知をすること。

工賃向上計画支援等事業（地域生活支援促進事業）

令和7年度当初予算案 5.8億円（5.8億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就労継続支援事業は、利用者の経済的自立を促す観点から、指定基準において、賃金（工賃）の水準を高めることとされており、令和6年度報酬改定において、A型事業所は生産活動収支が賃金総額を上回る場合には加点、下回る場合は減点とし、B型事業所については、平均工賃月額が高い区分について報酬単価の引き上げを行うといった見直しを行った。
- 賃金（工賃）向上に向けた経営改善を図るためには、正しい就労支援事業会計の理解に基づいた目標設定（黒字化するための生産高の把握）や事業計画の立案、生産活動内容及び原価等の見直し、作業工程の改善等を行うことが重要となる。
- 都道府県において、事業所に対して就労支援事業会計に関する専門家派遣や相談窓口設置等にかかる費用について補助を行う。

2 事業の概要

(1) 基本事業（補助率：1/2）

① 工賃等向上事業

1. 経営力育成支援

- 事業所等の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

2. 品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

3. 事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入及びICT機器の活用や知識向上のための研修等の実施

4. 販路開拓・広報支援

- 商品やサービスのPRを行うとともに、販売会・商談会を実施
- 事業所の製品を販売するオンラインショップや地域の事業所・共同受注窓口に関する情報提供機能等を盛り込んだポータルサイトの開設・運営等、事業所の製品等に係る広報・情報提供事業をオンラインにて実施

5. 就労支援事業会計の管理・経営改善支援事業

- 事業所等における適切な会計管理の徹底や、就労支援事業会計に基づいた経営改善計画の策定及びその確実な実行に向けた会計士等の就労支援事業会計に関する専門家の派遣、都道府県における就労支援事業会計に関する相談窓口の設置等の実施

② 在宅就業マッチング支援等事業

- 在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等を行うことにより、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を支援

③ 共同受注窓口の機能強化事業

- 関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、都道府県域を越えた受発注も含めた、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行うことを支援する。

(2) 特別事業（補助率：1/2）

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト

- 専門家を派遣することによる農業・林業・水産業等に係る技術指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援
- 障害福祉分野と農業分野の関係者の相互理解促進
- 農業等生産者と障害者就労施設とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

施策名:障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策
(障害者就労施設における生産活動の効率化に資するICT機器等の導入事業)

① 施策の目的

就労継続支援サービスについて、ICT機器等の就労作業の効率化を図る機器の導入助成により事業所の経営改善を支援する。

② 対策の柱との関係

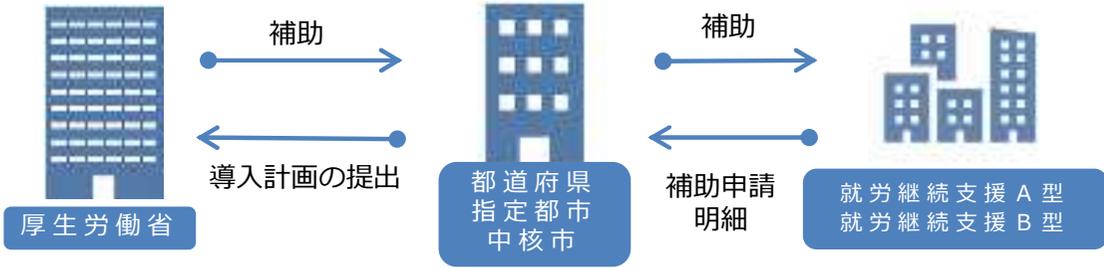
I	II	III
○		

③ 施策の概要

- 障害者就労施設における経営改善を図るため、以下の取組に対して支援を行う。
 - 障害者就労施設における、障害者が従事することができる業務範囲の拡大や、従事する作業の効率化を図るため、ICT機器や工作機械・治具、その他効率化するために必要となる機械の導入。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市
 補助事業者 : 社会福祉法人等の民間団体
 負担割合 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、事業者 1 / 4



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害者就労施設において、ICT機器等の作業の効率化を図る機器の導入を支援することにより、事業所の経営改善を推進する。

施策名：障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策
(就労継続支援A型事業所の経営改善モデル事業)

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

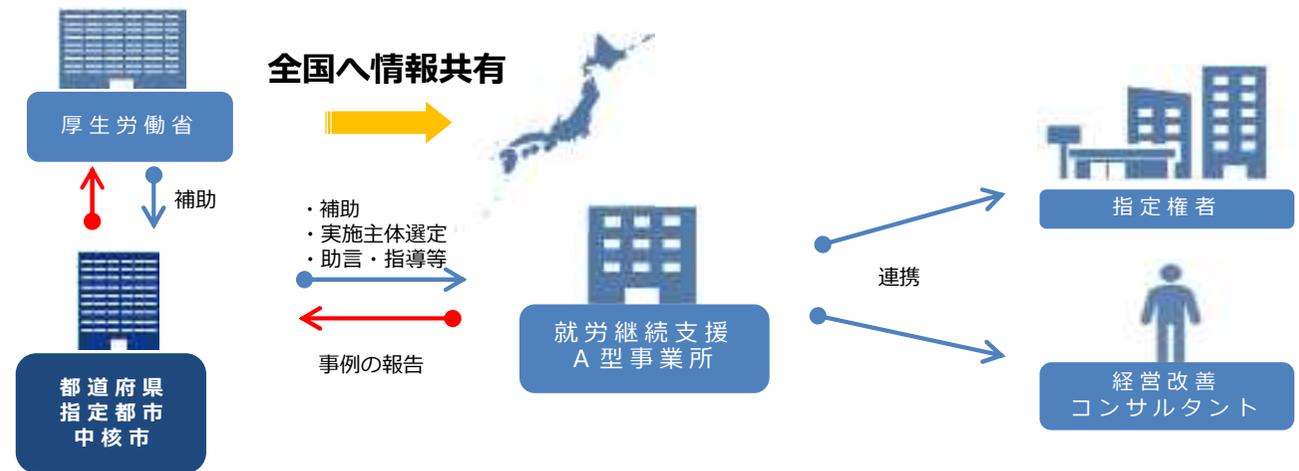
就労継続支援A型サービスについて、生産活動収支を黒字化するためのノウハウを収集し、周知することで、A型事業所の生産活動の経営改善を支援する。

③ 施策の概要

直近の生産活動収支が赤字であるA型事業所に対して、生産設備の導入に加え、指定権者である自治体との連携や経営改善コンサルタントによる各種分析・業務開拓等を併せて実施することにより、赤字から黒字へ転換するノウハウを収集し、横展開するモデル事業を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体：都道府県・指定都市・中核市
補助事業者：社会福祉法人等の民間団体
負担割合：国10/10



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生産活動収支を黒字化するためのノウハウを収集し、周知することで、A型事業所の生産活動の経営改善を支援する。

施策名:障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策
 (障害者就労施設における就労支援事業会計の管理・経営改善支援等事業)

令和6年度補正予算額 3.2億円

障害保健福祉部
 障害福祉課
 (内線3044、3389)

① 施策の目的

就労継続支援サービスについて、経営改善に関する専門家の活用等により事業所における生産活動の経営改善を支援する。

② 対策の柱との関係

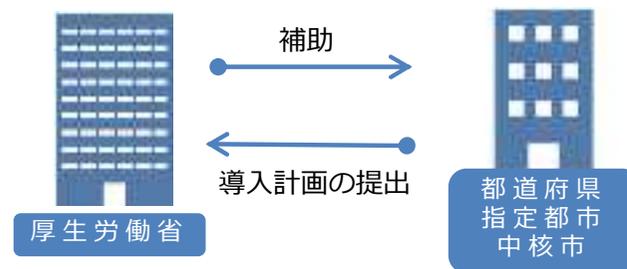
I	II	III
○		

③ 施策の概要

- 障害者就労施設の経営改善を図るため、以下の取組に対して支援を行う。
 障害者就労施設に実効性のある経営改善計画の策定等に向けて、都道府県等において、
 - 事業所に対する就労支援事業会計に関する専門家派遣や相談窓口の設置
 - 事業所から提出される指定申請や事業計画書について経営面から精査・助言する専門家の活用を実施。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市
 負担割合 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害者就労施設において、経営改善に向けた相談窓口の設置等を支援することにより、事業所の経営改善を推進する。

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト（工賃向上計画支援等事業特別事業）

令和7年度当初予算案 2.1億円（2.1億円） ※（）内は前年度当初予算額

事業の趣旨

農業・林業・水産業等の分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業等の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業等に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。また、過疎地域における取組を後押しする。

実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容・補助率

○農業等の専門家派遣による6次産業化の推進

農業等に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対する技術指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

○農福連携マルシェ開催支援事業

農業等に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。（ブロック単位でも開催可）

○意識啓発等 農業等に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。

○マッチングから事業実施までの支援

伴走型コーディネーターを活用するなど、農業等生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援に係る経費を補助する。

※過疎地域における取組を優先的に補助。

○障害福祉分野と農業等の分野の関係者の相互理解促進

障害者就労支援施設等の支援員や農業者等の相互理解が進むように、相互の事業所の訪問や農業体験会等を実施する経費を補助する。

<事業のスキーム>



① 施策の目的

・ 農業以外の林業や水産業、伝統工業等の分野を中心に、マッチングや立ち上げ支援等を一括的に支援を行い、事例の全国展開を図ることで、農業以外の分野についても取組を広げる。

② 対策の柱との関係

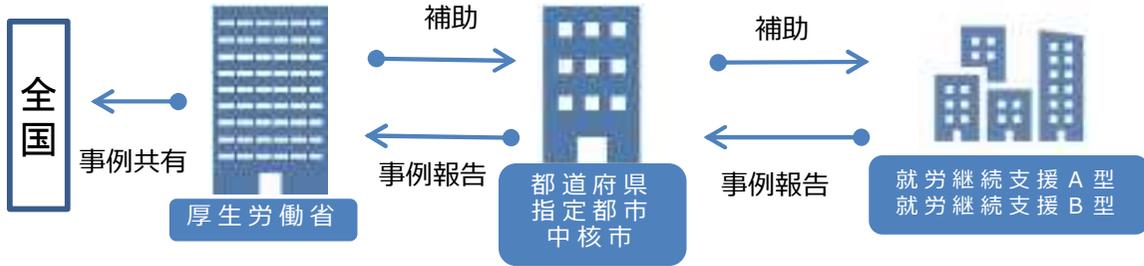
I	II	III
		○

③ 施策の概要

- ・ 農業以外の林業や水産業、伝統工業等の分野を中心に、農福連携等に取り組む障害者就労施設に対して、マッチング、立ち上げ支援(機器等導入・初期運用支援)に係る費用を一括的に支援するとともに、コーディネーターが伴走することで、より効果的な事業実施・検証・事例報告までを一貫通貫したモデル事業を行う。
- ・ モデル事例の報告を受け、全国へ事例の共有を行い、農業以外の分野も含めた障害者の就労支援の取組を推進する。
- ・ ※ この事業の実施に限り、農林水産省の補助金は活用できないスキームとする。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市
補助事業者 : 社会福祉法人等の民間団体
負担割合 : 国10/10



【補助内容】
林業、漁業等とのマッチングに係る費用
機器等導入や初期運用支援など立ち上げ支援に係る費用

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

農業以外の林業や水産業、伝統工業等の分野を中心に、マッチングや立ち上げ支援等の一括的な支援を行い、事例の全国展開を図ることで、農業以外の分野においても農福連携の取組を広げる。

I 農福連携等が実現を図る社会

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組

農福連携の更なる推進には、「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていかない」といった課題に加えて、地域ごとの状況(農繁閑期の農業と福祉の需給ギャップ等)に応じたマッチング等の現場で生じている課題に的確に対応していく必要

地域に生きる一人ひとりの社会参画を図るため、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者等の社会的に支援が必要な者にも対象を広げ、また、林業、水産業と福祉の連携に広げていくことも重要

農福連携等を通じて、全ての人々が地域で暮らし、多様な形で社会に参画し、生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現に貢献

改正食料・農業・農村基本法に農福連携が位置づけられたことも踏まえ、本ビジョンに掲げられた取組を官民挙げて実践

II 農福連携等の意義

1 社会的に支援が必要な者にとっての意義

- ・個々の特性に合った農作業により、賃金・工賃の向上、職業能力の開発・向上等も期待でき、社会的に支援が必要な者の就労・社会参画支援や立ち直り支援に貢献
- ・コロナ禍を通じて、孤独・孤立や生活困窮の問題に直面する者の存在が浮き彫りとなる中で、地域全体で働きづらさや生きづらさを感じている者を支援することが必要

2 農業経営体等と農村にとっての意義

- ・今後、農村地域で人口減少・高齢化が急激に進行することが見込まれる中で、多様な人々の活躍を通じた地域農業の振興や地域共同活動の継続が重要
- ・農作業の見える化・標準化や働き手の確保による農業経営へのプラス効果が期待

3 企業や消費者にとっての意義

- ・農福連携等の商品の販売・消費等を通じた企業価値の向上や新たな需要の創出

III 農福連携等の現状と課題

①認知度の向上②取組のきっかけと定着③取組の拡大と成長の分野ごとに取り組んできたが、以下の課題への対応が必要

- ・農福連携等に関する地域ごとの課題を地域内で共有・相談・解決できる場の創出
- ・障害者等が働きやすいソフト・ハードの環境整備
- ・農業の担い手や新規就農者の農福連携等に取り組む意欲の喚起
- ・企業、消費者などターゲット別のプロモーション
- ・地域内外の多様な連携により、販路の開拓や付加価値の向上
- ・地方公共団体、農業団体、福祉団体、経済団体等の協力促進

IV 農福連携等の推進に向けた新たなアクション

※ 令和12(2030)年度までの目標

農福連携等に取り組む主体数を12,000以上、地域協議会に参加する市町村数を200以上とすることを目標とする※

1 地域で広げる～点的な取組から地域への広がりへ～

○ 地域単位での仕組みづくり

- ・都道府県段階での農業と福祉のマッチングを支援
- ・関係省庁が連携して、地域協議会や伴走型コーディネーターによる支援などの活動を通じて、地域単位での農福連携の推進体制づくりを後押し

○ 障害者等が働きやすい環境の整備

- ・生産施設等の整備、障害者等の農業技術の習得等を支援
- ・農業法人等への障害者の就職等の推進と実践的な研修の推進
- ・障害者の作業をサポートするスマート農業技術等の活用

○ 地域における多様な連携の推進や専門人材の育成と活躍の場の確保

- ・ノウフクJASの認証取得を推進
- ・障害者就労施設等と企業との連携によるノウフク商品のブランド化
- ・福祉事業所や障害者等の地域共同活動への参画促進に向けた事例収集・横展開
- ・マッチングを行うコーディネーターや農福連携技術支援者等の育成と活動支援

2 未来に広げる～未来の担い手の育成と新たな価値の発信～

○ 農福連携等の強みの発信と未来の担い手の育成

- ・農業の担い手に対するセミナー等を通じて、農福連携等の意義や効果を普及
- ・特別支援学校における実技・実習に農業者が協力・支援を行うよう働きかけ

○ 新たな価値の発信とユニバーサルな取組への進化

- ・11月29日を「ノウフクの日」に設定し、関係団体・企業等が連携した普及啓発を推進
- ・農福連携等応援コンソーシアム会員が連携して商品開発等を行う仕組みを構築
- ・エシカル消費に関心のある若年層向けにSNS等による情報発信

3 絆を広げる～ユニバーサル農園の拡大と「農」「福」の広がりへの発展～

○ ユニバーサル農園※の普及・拡大

※ 世代や障害の有無を超えた多様な者が農業体験を通じて社会参画を図る農園

- ・ユニバーサル農園の事例やノウハウを取りまとめて普及
- ・農業での就労を目的としたユニバーサル農園の開設や施設等の整備を支援

○ 社会的に支援が必要な者の農福連携等への参画の推進

- ・ハローワーク等の関係機関が連携し、農業分野での障害者等の雇用を促進
- ・犯罪をした者等の就農意欲喚起等に向けた農業実習等を推進

○ 林福連携・水福連携の推進

- ・林業及び水産業において、傾斜地、海上等の特殊な環境での作業もあることにも留意しつつ、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

令和7年度当初予算案 7.7億円（7.7億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

2 事業の概要

重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支援が充分ではない場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行う。また、事業実施市町村において、JEED（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）との連絡・調整や企業向けの説明会、重度障害者等に対するHPやリーフレット等を活用した周知・広報等に新たに取り組み、さらなる利用人数の増加を図る。【拡充】

これらを通じて、これから新たに就労を希望する方を含めて、重度障害者等に対する職場や通勤等における支援の推進を強化する。

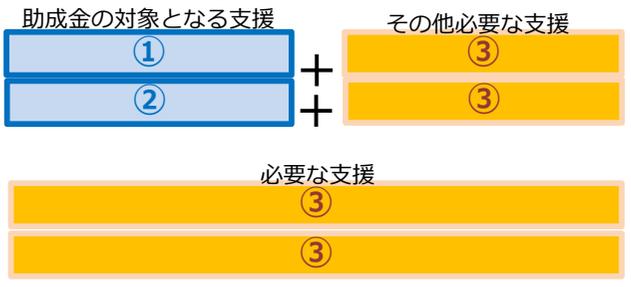
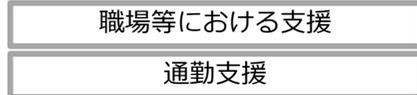
※ 支援対象となる重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。

※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案する。

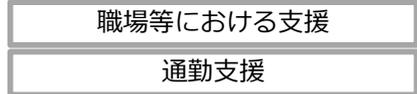
3 スキーム

<連携のイメージ>

A 民間企業で雇用されている者 ※ 1



B 自営等で働く者 ※ 2

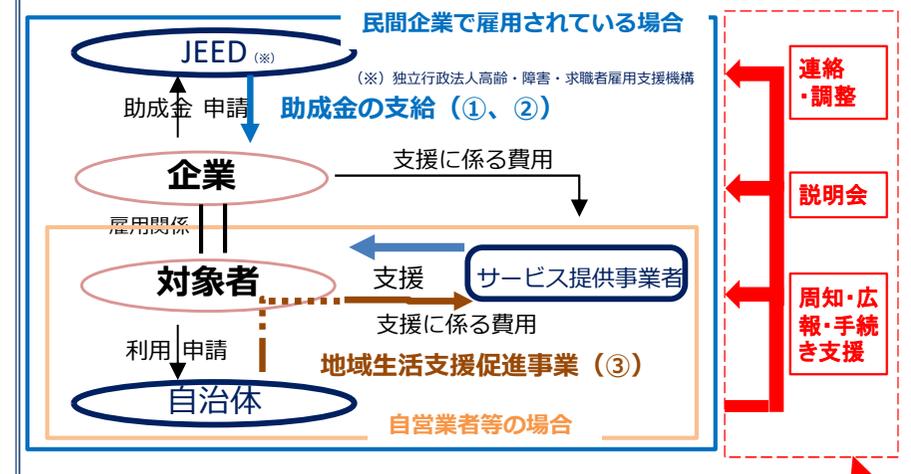


※ 1 ①文書の作成・朗読、機器の操作・入力等の職場介助や②通勤支援(3ヶ月まで)に加えて、③これら①②の助成金の対象外である喀痰吸引や姿勢の調整等の職場等における支援、4ヶ月目以降の通勤支援について、雇用施策と福祉施策を組み合わせることで一体的に支援。

※ 2 自営業者等（Aの対象者及び国家公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者）であって、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれると市町村等が認めたものに対して、③通勤や職場等における支援について、地域生活支援促進事業により支援。

- ①：重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）、②：重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）
- ③：雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

<事業スキーム>



拡充

4 実施主体等

◆ 実施主体：市区町村

◆ 補助率：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業内示自治体（令和6年度）

都道府県	自治体数	市区町村名	都道府県	自治体数	市区町村名
北海道	3	札幌市 函館市 北見市	滋賀県	3	草津市 野洲市 彦根市
青森県	0	—	京都府	4	京都市 亀岡市 長岡京市 南丹市
岩手県	0	—	大阪府	12	大阪市 堺市 豊中市 吹田市 箕面市 高槻市 枚方市 東大阪市 泉大津市 池田市 和泉市 富田林市
宮城県	1	仙台市	兵庫県	6	神戸市 姫路市 伊丹市 加古川市 淡路市 播磨町
秋田県	0	—	奈良県	1	奈良市
山形県	3	鶴岡市 長井市 西川町	和歌山県	1	和歌山市
福島県	1	郡山市	鳥取県	1	境港市
茨城県	2	つくば市 水戸市	島根県	1	松江市
栃木県	1	宇都宮市	岡山県	2	岡山市 備前市
群馬県	0	—	広島県	1	広島市
埼玉県	3	さいたま市 桶川市 鶴ヶ島市	山口県	2	下関市 宇部市
千葉県	4	千葉市 船橋市 浦安市 佐倉市	徳島県	1	徳島市
東京都	17	港区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 世田谷区 中野区 杉並区 北区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区 国分寺市 稲城市	香川県	3	観音寺市 坂出市 三木町
神奈川県	3	横浜市 川崎市 藤沢市	愛媛県	0	—
新潟県	1	新潟市	高知県	1	高知市
富山県	0	—	福岡県	4	北九州市 福岡市 筑前町 岡垣町
石川県	0	—	佐賀県	0	—
福井県	1	鯖江市	長崎県	0	—
山梨県	0	—	熊本県	1	熊本市
長野県	2	長野市 上田市	大分県	3	大分市 別府市 由布市
岐阜県	4	岐阜市 高山市 岐南市 大垣市	宮崎県	1	宮崎市
静岡県	3	静岡市 浜松市 伊豆市	鹿児島県	0	—
愛知県	3	名古屋市 安城市 小牧市	沖縄県	1	南風原町
三重県	1	四日市市	合計	102	実施要綱作成済：89自治体 実施準備中：13自治体

【凡例】 太字：実施要綱作成済 細字：要綱等整備中 赤字：指定都市・東京23区 青字：中核市（令和6年7月31日時点）

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施状況（令和6年7月31日）

	都道府県	市区町村名	実施人数	就業形態		支援内容		
				雇用	自営等	重度訪問介護	同行援護	行動援護
1	北海道	札幌市	23	11	12	16	7	0
2		函館市	0	0	0	0	0	0
3		北見市	2	0	2	0	2	0
4	宮城県	仙台市	1	1	0	0	1	0
5	山形県	鶴岡市	0	0	0	0	0	0
6		長井市	1	1	0	1	0	0
7		西川町	1	1	0	0	1	0
8	福島県	郡山市	0	0	0	0	0	
9	茨城県	水戸市	2	1	1	2	0	0
10		つくば市	2	1	1	2	0	0
11	栃木県	宇都宮市	10	0	10	2	8	0
12	埼玉県	さいたま市	9	8	1	9	0	0
13		桶川市	0	0	0	0	0	0
14		鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	0
15	千葉県	千葉市	2	2	0	2	0	0
16		船橋市	1	1	0	1	0	0
17		浦安市	1	1	0	1	0	0
18		佐倉市	0	0	0	0	0	0
19	東京都	港区	0	0	0	0	0	0
20		文京区	3	0	3	0	3	0
21		台東区	0	0	0	0	0	0
22		墨田区	0	0	0	0	0	0
23		江東区	2	0	2	1	1	0
24		品川区	0	0	0	0	0	0
25		目黒区	1	1	0	0	1	0
26		世田谷区	5	4	1	3	2	0
27		中野区	1	1	0	1	0	0
28		杉並区	7	4	3	2	5	0
29		北区	3	0	3	1	2	0
30		練馬区	0	0	0	0	0	0
31		足立区	2	0	2	0	2	0
32		葛飾区	1	0	1	0	1	0

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施状況（令和6年7月31日）

	都道府県	市区町村名	実施人数	就業形態		支援内容		
				雇用	自営等	重度訪問介護	同行援護	行動援護
33	東京都	江戸川区	4	2	2	3	1	0
34		国分寺市	0	0	0	0	0	0
35		稲城市	0	0	0	0	0	0
36	神奈川県	横浜市	1	1	0	1	0	0
37		川崎市	3	1	2	1	2	0
38		藤沢市	0	0	0	0	0	0
39	新潟県	新潟市	1	0	1	1	0	0
40	福井県	鯖江市	1	1	0	1	0	0
41	長野県	長野市	0	0	0	0	0	0
42		上田市	1	0	1	1	0	0
43	岐阜県	岐阜市	3	0	3	3	0	0
44		岐南市	0	0	0	0	0	0
45		大垣市	0	0	0	0	0	0
46		高山市	1	0	1	0	1	0
47	静岡県	静岡市	2	0	2	1	1	0
48		浜松市	0	0	0	0	0	0
49		伊豆市	1	1	0	1	0	0
50	愛知県	名古屋市	3	0	3	1	2	0
51		安城市	1	0	1	1	0	0
52		小牧市	0	0	0	0	0	0
53	三重県	四日市市	2	2	0	2	0	0
54	滋賀県	草津市	1	1	0	1	0	0
55		野洲市	0	0	0	0	0	0
56		彦根市	1	1	0	1	0	0
57	京都府	京都市	19	11	8	11	8	0
58		亀岡市	0	0	0	0	0	0
59		長岡京市	2	0	2	0	2	0
60		南丹市	0	0	0	0	0	0
61	大阪府	大阪市	45	31	14	36	9	0
62		堺市	4	1	3	0	4	0
63		豊中市	2	0	2	1	1	0
64		吹田市	0	0	0	0	0	0

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施状況（令和6年7月31日）

	都道府県	市区町村名	実施人数	就業形態		支援内容		
				雇用	自営等	重度訪問介護	同行援護	行動援護
65	大阪府	高槻市	0	0	0	0	0	0
66		枚方市	1	0	1	1	0	0
67		東大阪市	1	0	1	0	1	0
68		泉大津市	3	2	1	3	0	0
69		和泉市	0	0	0	0	0	0
70		箕面市	1	1	0	1	0	0
71		富田林市	0	0	0	0	0	0
72		池田市	0	0	0	0	0	0
73	兵庫県	神戸市	13	4	9	3	10	0
74		姫路市	1	1	0	1	0	0
75		伊丹市	1	0	1	1	0	0
76		加古川市	2	1	1	2	0	0
77		淡路市	0	0	0	0	0	0
78		播磨町	0	0	0	0	0	0
79	奈良県	奈良市	0	0	0	0	0	
80	和歌山県	和歌山市	0	0	0	0	0	
81	鳥取県	境港市	1	1	0	1	0	0
82	島根県	松江市	2	1	1	2	0	0
83	岡山県	岡山市	0	0	0	0	0	0
84		備前市	0	0	0	0	0	0
85	広島県	広島市	3	1	2	3	0	0
86	山口県	下関市	2	1	1	2	0	0
87		宇部市	0	0	0	0	0	0
88	徳島県	徳島市	0	0	0	0	0	0
89	香川県	観音寺市	2	0	2	2	0	0
90		坂出市	0	0	0	0	0	0
91		三木町	0	0	0	0	0	0
92	高知県	高知市	0	0	0	0	0	0
93	福岡県	北九州市	3	1	2	3	0	0
94		福岡市	0	0	0	0	0	0
95		筑前町	1	1	0	1	0	0
96		岡垣町	0	0	0	0	0	0

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施状況 (令和6年7月31日)

	都道府県	市区町村名	実施人数	就業形態		支援内容		
				雇用	自営等	重度訪問介護	同行援護	行動援護
97	熊本県	熊本市	2	2	0	2	0	0
98	大分県	大分市	2	2	0	0	2	0
99		別府市	5	3	2	3	2	0
100		由布市	1	0	1	0	1	0
101	宮崎県	宮崎市	1	1	0	1	0	0
102	沖縄県	南風原町	0	0	0	0	0	0
合計			226	114	112	143	83	0
協議自治体数：102自治体 (実績あり：61自治体)								

障害者就業・生活支援センター事業（地域生活支援促進事業）

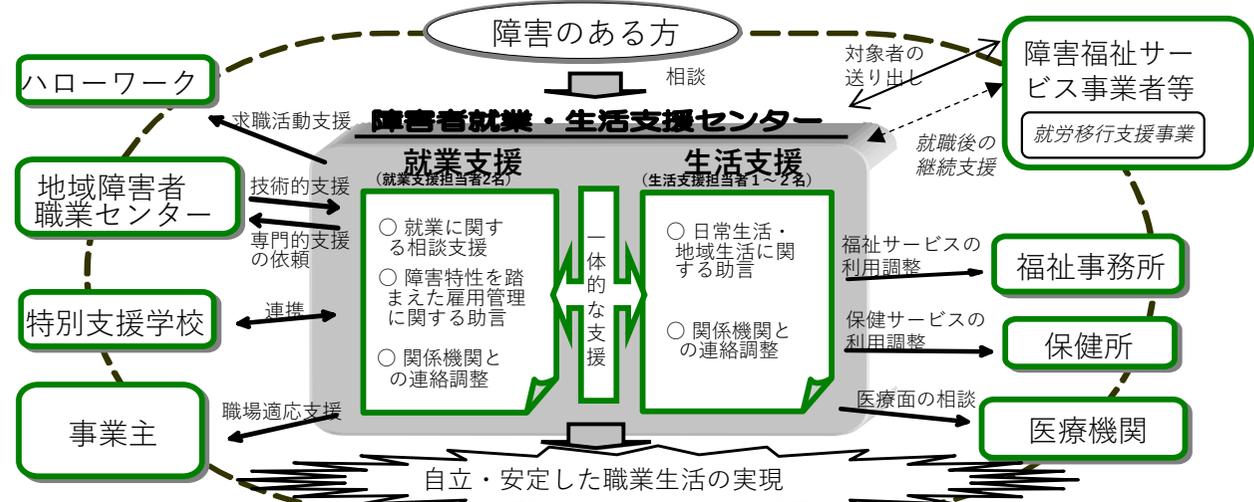
令和7年度当初予算案 7.9億円（7.9億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 障害者の就業に伴う生活面の支援を必要とする障害者を支援するため、障害者就業・生活支援センターに生活支援を専門に担当する職員（生活支援担当職員）を配置し、障害者の職業生活における自立を図る。

2 事業の概要

- 障害者就業・生活支援センターでは、就業支援担当者と生活支援担当者が連携し、障害者の就労定着に向けた支援を行っている。
- 支援対象障害者数（登録者数）は223,532人（令和5年度）となっており、単純計算すると1センターあたり約660人の登録者数となっている。



設置箇所数 ※令和6年4月現在	支援対象障害者数 (登録者数) ※令和5年度	相談・支援件数 (障害者) ※延べ件数	相談・支援件数 (事業主) ※延べ件数	就職件数 ※令和4年度	職場定着率 (就職後1年経過時点)
338箇所	223,532人	1,276,210件	468,661件	15,979件	78.8%

3 実施主体等

◆ 実施主体：都道府県 ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

○ 対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
 - ※ 令和7年10月から、就労継続支援B型は、従来の就労アセスメントに代わり、就労選択支援により就労面に係る課題等の把握が行われている者が対象となる。
 - ※ 令和9年4月以降は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、新たに就労継続支援A型を利用する場合や就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する場合においても、就労選択支援により就労面に係る課題等の把握が行われている者を対象とする予定。

○ サービス内容

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する
- 具体的には、以下のプロセスを実施する。
 - 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理(アセスメント)を実施。
 - アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
 - アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
 - 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。
- 支給決定期間は原則1ヶ月とする。

○ 主な人員配置

- 就労選択支援員 15:1以上
- ※ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
- ※ 経過措置として、令和9年度末までは、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
- ※ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めない。

○ 報酬単価

基本報酬

就労選択支援サービス費 1,210単位/日



主な加算

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位
 ⇒ Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
 ⇒ Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
 ※ H30～資格保有者に公認心理師を追加
 ⇒ Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

主な減算

特定事業所集中減算 200単位/日 (※所定単位数から減算)

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。等

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

就労選択支援の法令事項

法の条文

※ 第13項を新設

第五条 (略)

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして①**主務省令で定める者**につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の②**主務省令で定める事項**の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の③**主務省令で定める便宜**を供与することをいう。

※施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において**政令で定める日**

公布済みのもの

<障害者総合支援法施行規則> ※令和6年1月25日公布

①主務省令で定める者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

②主務省令で定める事項

- 障害の種類及び程度/就労に関する意向/就労に関する経験/就労するために必要な配慮及び支援/就労するための適切な作業の環境/その他適切な選択のために必要な事項

③主務省令で定める便宜

- 障害福祉サービス事業を行う者その他の関係者との適切な支援の提供のために必要な連絡調整 等

④その他

- 支給決定の有効期間：1か月又は2か月のうち市町村が定める期間 等

<基準省令> ※令和6年1月25日公布

○人員基準

- 就労選択支援員は、常勤換算方法で利用者の数を15で除した数以上
- 就労選択支援員は指定就労選択支援の提供に当たる者として「厚生労働大臣が定めるもの」とする 等

○運営基準

- 実施主体は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの等とする
- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めることとする 等

<報酬告示> ※令和6年3月15日公布

就労選択支援サービス費：1,210単位/日、特定事業所集中減算：200単位/日 等

今後公布予定のもの

<政令> ※令和6年度中に公布予定

施行期日：令和7年10月1日

<告示> ※令和6年度中に公布予定

基準省令において、就労選択支援員の要件を「厚生労働大臣が定めるもの」と規定しており、当該要件を規定する（就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする等。詳細後述）

※ 上記の他、就労選択支援の創設に伴う所要の規定の整備を行うため関係政令・省令・告示を改正予定であり、令和6年度中に公布予定

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定
(一部改変)

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。(令和7年10月1日施行)

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- ※ 令和7年10月から、就労継続支援B型は、従来の就労アセスメントに代わり、就労選択支援により就労面に係る課題等の把握が行われている者が対象となる。
- ※ 令和9年4月以降は、新たに就労継続支援A型を利用する場合や就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する場合においても、就労選択支援により就労面に係る課題等の把握が行われている者を対象とする予定。

基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 **1,210単位/日**
- 特定事業所集中減算 **200単位/日**

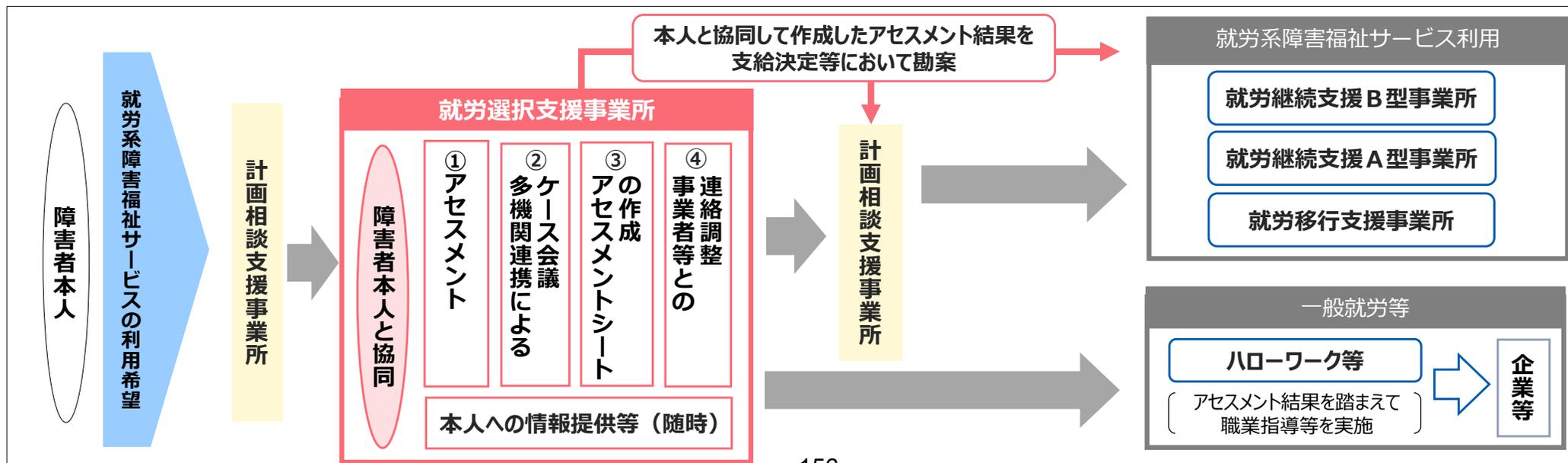
正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

- 原則1か月 1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。

基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理(アセスメント)を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。



実施主体

- 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、障害者能力開発助成金による障害者能力開発訓練事業を行う機関等

- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めることとする。

従事者の人員配置・要件

- **就労選択支援員 15：1以上**
 - ・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
 - ※ 経過措置として、令和9年度末までは、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや障害者の就労支援分野の勤務実績（注）が通算5年以上あることを要件とする。
 - ※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、令和9年度末までは、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
 - ・ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。

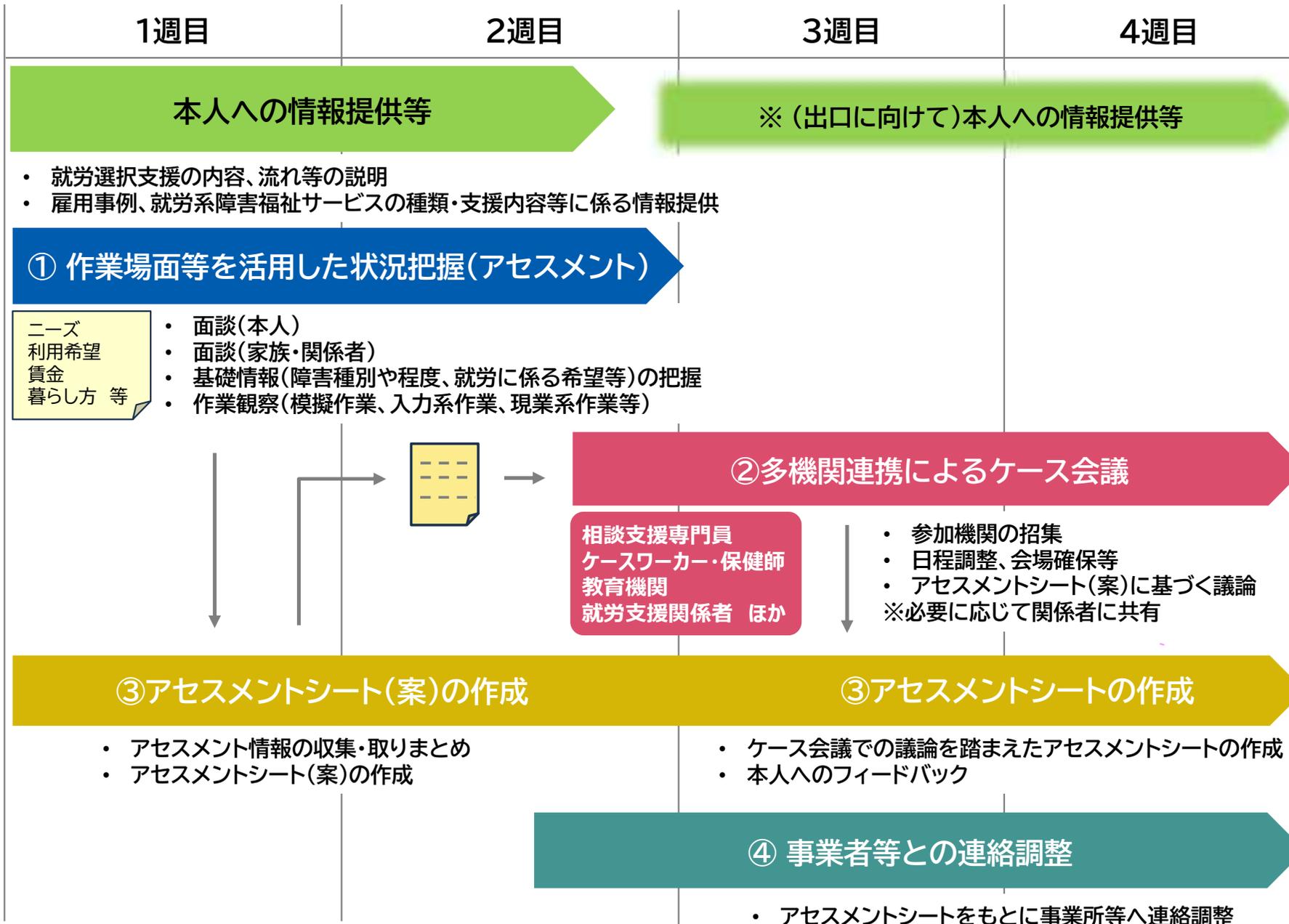
（注）「障害者の就労支援分野の勤務実績」は、直接処遇職員として、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターにおいて支援を行った実績とする。（令和9年度末までに基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修を修了していることを以て就労選択支援員として勤務した実績を含む。）



特別支援学校等における取扱い

- より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

就労選択支援サービスの流れ（標準1か月イメージ）



アセスメントシートの活用

障害福祉サービス利用

★個別支援計画
★サービス等利用計画

一般就労に向けた支援

職業指導等を実施
アセスメント結果を踏まえて

就労選択支援に係るモデル事業（令和6年度実施）

令和6年度厚生労働省委託事業において、以下の3つの柱を中心に、令和7年10月の就労選択支援の円滑な施行に向けたモデル事業を実施。

1. モデル事業の実施

6つのモデル地域で、就労選択支援の試行的な取組を実施

■実施期間

令和6年7月～令和7年3月末
（各ケースについて、原則としてアセスメント期間を含め概ね1か月間以内で実施）

■モデル地域

都道府県単位で選定
（一つのモデル地域につき10ケース以上実施）



2. 就労選択支援実施マニュアルの作成

事業所や自治体等が就労選択支援に係る業務を行う際に活用する実施マニュアルを作成

■実施スケジュール

検討委員会（計4回）	令和6年7月～12月
マニュアル完成	令和7年3月末
マニュアル公表	令和7年4月以降

■実施マニュアルの内容（案）

1. 就労選択支援について
 - i. 背景
 - ii. 事業概要
 - iii. 対象者
 - iv. 事業の目的
 - v. 事業の基本プロセス
 - vi. 就労選択支援における各機関の役割
2. 就労選択支援サービス開始前の調整
 - i. サービス開始までの流れ
 - ii. 利用検討にあたり実施すべき事項
 - iii. 計画相談支援事業との連携
3. 就労選択支援の実施
 - i. 本人への情報提供
 - ii. 作業場面等を活用した情報把握（アセスメント）
 - iii. 多機関連携によるケース会議
 - iv. アセスメントシートの作成
 - v. 事業者等との連絡調整
4. 先行事例に学ぶ就労選択支援
5. 参考資料集



3. 就労選択支援員養成研修シラバス・研修教材の作成

研修シラバス・講義資料等の開発及び実施方法の整理

■実施スケジュール

検討委員会（計4回）	令和6年7月～令和7年3月
試行研修の実施	令和7年1月～2月
シラバス等完成	令和7年3月末
シラバス等公表	令和7年4月以降

■研修の内容

- ① 形式：講義（動画視聴）+演習【計2日間】
- ② 内容

内容	1日目 （オンデマンド視聴）	2日目 （演習）
1. 就労選択支援の目的と役割	60分	-
2. 就労アセスメントの目的と手法	90分	-
3. ニーズアセスメントの手法	60分	60分
4. アセスメントシートの具体的活用	60分	120分
5. 関係機関との連携	60分	-
6. アセスメント情報の整理と活用	30分	120分
計	6時間	5時間

就労選択支援員養成研修等事業（令和6年度補正予算）

施策名：就労選択支援員養成研修等の実施

令和6年度補正予算額 70百万円

① 施策の目的

・令和7年10月から開始される就労選択支援サービスが、全国で円滑に実施されるよう、国において就労選択支援員の養成研修等を実施する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

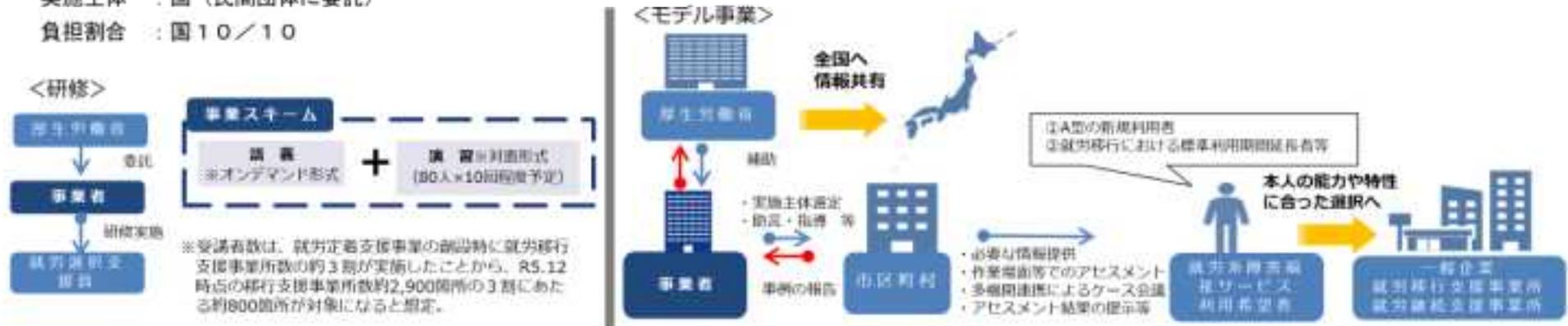
③ 施策の概要

- ・令和7年10月から、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援が開始される。
- ・就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了が要件となっているところ、令和7年10月から事業が円滑に開始されるよう、また、全国均一の質を確保できるよう、国が実施主体となって研修を実施する。
- ・また、順次、就労選択支援の対象となる①就労継続支援A型の新規利用者、②就労移行支援事業における標準利用期間延長者を中心に、アセスメントや就労に関する情報提供などの支援、多機関連携の在り方など各地域の実情に応じた効果的な支援の実施方法等に関して、モデル的な取組を通じて課題やノウハウを収集し、マニュアル等を作成する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体：国（民間団体に委託）

負担割合：国10/10

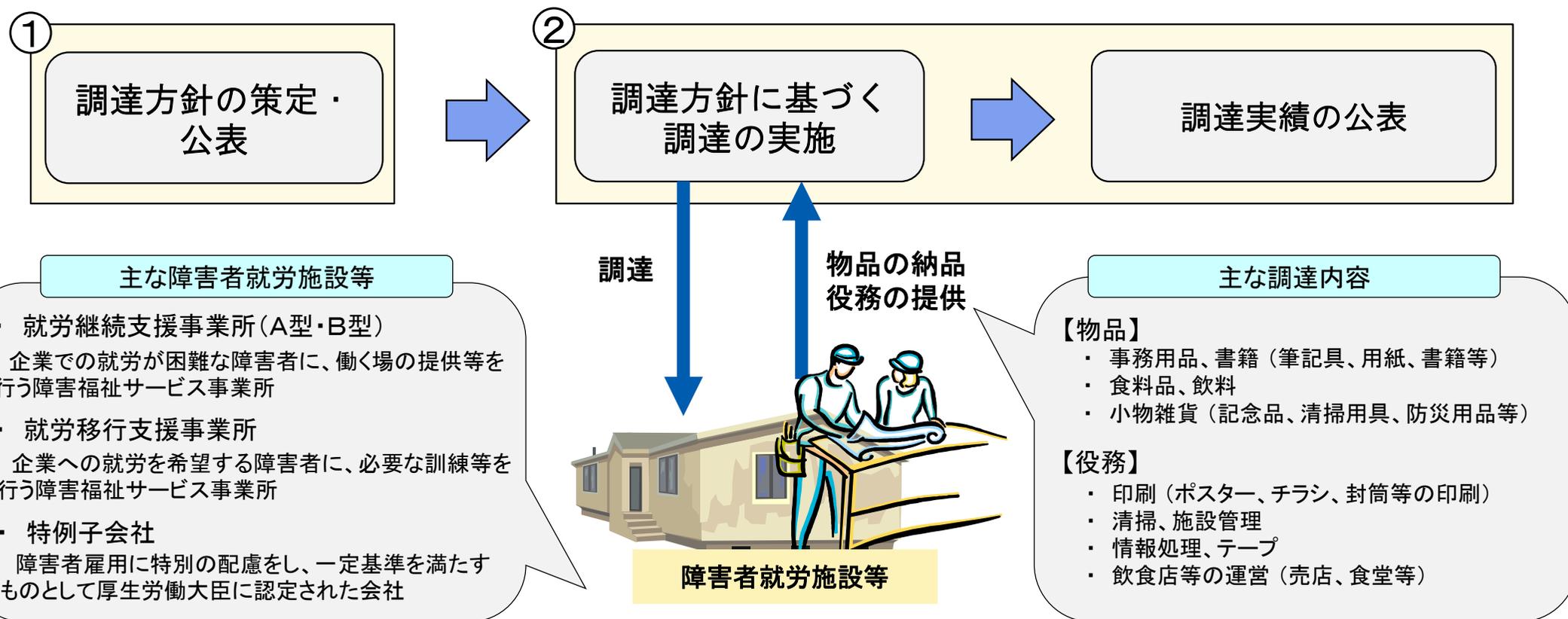


⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業を実施することにより、就労を希望する障害者が、就労先や働き方をより適切に検討・選択でき、本人の障害特性を踏まえた就労支援の提供や就労を通じた知識・能力の発揮・向上につなげることができ、障害者の自立した日常生活や社会生活の実現に寄与する。

障害者優先調達推進法に基づく国等の取組

- 国等は、障害者優先調達推進法(注)に基づき、毎年度、次の取組により、障害者就労支援施設等からの物品等の調達を推進。
注:平成25年4月1日施行(平成24年6月20日成立(議員立法))
- ① 調達目標を含む毎年度の調達方針を策定し、公表
 - ② 調達方針に基づき、物品等の調達を行い、年度終了後、調達実績を公表



※ 国のほか、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人においても同様の取組を実施

障害者優先調達推進法に基づく国等の取組状況

- 調達実績のうち調達額は、約235億円で前年度比6.1%増（13.53億円増）となった。
- 国、都道府県、市町村、地方独立行政法人において前年度の実績額を上回った。

令和5年度調達機関別調達実績

	令和5年度		令和4年度		対前年度増減率	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
国	6,825件	13.54億円	5,953件	11.43億円	+14.6%	+18.4%
独立行政法人等	8,402件	19.31億円	7,890件	19.77億円	+6.5%	▲2.3%
都道府県	28,691件	36.29億円	28,308件	32.09億円	+1.4%	+13.1%
市町村	99,768件	162.08億円	90,872件	154.78億円	+9.8%	+4.7%
地方独立行政法人	2,202件	3.96億円	2,219件	3.58億円	▲0.8%	+10.6%
合計	145,888件	235.18億円	135,242件	221.65億円	+7.9%	+6.1%

注1 四捨五入の関係で合計や前年度比の調達額が合わないところがある。

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

国による障害者就労施設等からの調達実績（令和5年度）

（単位：件（件数）、千円（調達額））

	令和5年度		令和4年度		前年度比較	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
内閣府	26	4,554	48	6,623	▲ 22	▲2,069
内閣官房・内閣法制局	20	4,565	25	3,928	▲ 5	638
人事院	90	6,428	87	4,171	3	2,256
宮内庁	23	9,952	25	7,102	▲ 2	2,849
公正取引委員会	17	784	14	668	3	116
警察庁	75	12,320	80	11,741	▲ 5	578
金融庁	16	1,950	13	3,199	3	▲1,249
消費者庁	18	649	26	1,355	▲ 8	▲706
個人情報保護委員会	5	506	3	478	2	28
カジノ管理委員会	5	485	4	110	1	375
こども家庭庁	20	4,403	-	-	-	-
デジタル庁	3	364	4	150	▲ 1	214
復興庁	22	779	17	183	5	597
総務省	60	12,778	69	18,371	▲ 9	▲5,593
法務省	584	54,701	352	50,715	232	3,985
外務省	41	7,397	32	8,574	9	▲1,178
財務省	347	113,814	326	60,272	21	53,541
文部科学省	45	128,862	47	131,342	▲ 2	▲2,480
厚生労働省	2,694	523,637	2,451	434,391	243	89,246
農林水産省	230	52,109	218	27,362	12	24,747
経済産業省	149	31,452	135	17,495	14	13,957
国土交通省	917	98,869	861	97,989	56	880
環境省	51	4,001	57	3,822	▲ 6	179
防衛省	1,241	247,492	965	222,456	276	25,036
会計検査院	31	2,248	11	553	20	1,695
衆議院	21	3,376	17	2,675	4	701
参議院	18	1,962	12	2,453	6	▲491
国立国会図書館	23	13,696	23	18,430	0	▲4,734
最高裁判所	33	9,827	31	6,582	2	3,245
合計	6,825	1,353,957	5,953	1,143,233	852	206,363

注1 四捨五入の関係で合計や前年度比の調達額が合わないところがある。

都道府県による障害者就労施設等からの調達実績（令和5年度）

（単位：件（件数）、千円（調達額））

	令和5年度		令和4年度		前年度比較			令和5年度		令和4年度		前年度比較	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額		件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
北海道	343	110,700	348	105,834	▲5	4,866	滋賀県	547	30,298	555	32,067	▲8	▲1,769
青森県	82	30,562	119	24,989	▲37	5,573	京都府	191	66,584	182	70,234	9	▲3,650
岩手県	390	22,338	346	22,386	44	▲48	大阪府	677	231,429	627	202,801	50	28,628
宮城県	965	50,413	977	45,140	▲12	5,273	兵庫県	653	41,187	686	49,085	▲33	▲7,899
秋田県	39	17,608	32	15,065	7	2,543	奈良県	107	38,034	99	37,176	8	858
山形県	595	29,510	492	19,128	103	10,382	和歌山県	102	46,100	119	43,921	▲17	2,179
福島県	160	28,502	185	28,882	▲25	▲381	鳥取県	841	23,368	841	21,769	0	1,598
茨城県	466	41,638	413	39,376	53	2,262	島根県	578	39,435	584	40,673	▲6	▲1,237
栃木県	357	40,065	406	42,723	▲49	▲2,658	岡山県	291	19,531	283	25,647	8	▲6,116
群馬県	1,087	36,702	1,020	33,755	67	2,947	広島県	1,240	33,346	1,209	37,342	31	▲3,996
埼玉県	488	108,535	500	108,648	▲12	▲113	山口県	171	26,340	188	24,529	▲17	1,811
千葉県	232	27,075	237	22,781	▲5	4,294	徳島県	785	177,505	770	122,375	15	55,130
東京都	840	925,376	878	575,913	▲38	349,463	香川県	804	27,802	703	25,646	101	2,156
神奈川県	973	175,614	958	160,296	15	15,319	愛媛県	434	33,942	381	22,172	53	56,114
新潟県	574	31,693	860	116,181	▲286	▲84,488	高知県	878	33,681	912	30,377	▲34	3,304
富山県	843	16,844	862	15,200	▲19	1,644	福岡県	1,584	290,055	1,328	259,494	256	30,561
石川県	115	10,010	128	11,206	▲13	▲1,195	佐賀県	1,476	55,068	1,340	46,846	136	8,222
福井県	92	15,675	114	16,432	▲22	▲757	長崎県	175	26,944	167	28,850	8	▲1,906
山梨県	239	22,114	230	20,173	9	1,940	熊本県	276	37,915	304	31,532	▲28	6,383
長野県	890	59,512	814	59,147	76	365	大分県	431	87,566	441	76,186	▲10	11,380
岐阜県	515	96,312	520	91,021	▲5	5,292	宮崎県	84	127,895	111	162,156	▲27	▲34,261
静岡県	1,269	74,213	1,195	74,397	74	▲183	鹿児島県	4,146	51,716	4,126	43,393	20	8,323
愛知県	182	17,512	205	16,588	▲23	924	沖縄県	76	52,693	87	69,363	▲11	▲16,670
三重県	408	42,070	426	39,634	▲18	2,437	合計	28,691	3,629,027	28,308	3,208,530	383	420,497

注1 四捨五入の関係で合計や前年度比の調達額が合わないところがある。

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）

市町村による障害者就労施設等からの調達実績（令和5年度）

（単位：件（件数）、千円（調達額））

	令和5年度		令和4年度		前年度比較	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
北海道	12,609	1,421,616	13,693	1,436,671	▲ 1,084	▲15,055
青森県	825	143,854	488	120,785	337	23,069
岩手県	1,109	90,198	1,121	84,297	▲ 12	5,901
宮城県	9,482	222,174	12,031	200,022	▲ 2,549	22,152
秋田県	10,973	95,282	662	78,614	10,311	16,668
山形県	813	67,650	796	58,373	17	9,277
福島県	1,011	88,635	732	89,640	279	▲1,005
茨城県	538	116,740	434	80,926	104	35,814
栃木県	572	78,079	463	76,796	109	1,283
群馬県	1,986	154,085	2,151	217,467	▲ 165	▲63,381
埼玉県	1,355	554,082	1,271	544,886	84	9,196
千葉県	1,042	204,724	903	198,502	139	6,222
東京都	5,834	2,909,802	5,905	2,827,060	▲ 71	82,742
神奈川県	2,484	621,441	2,349	565,977	135	55,464
新潟県	3,772	509,506	3,805	492,416	▲ 33	17,090
富山県	374	50,012	283	48,269	91	1,743
石川県	516	98,308	505	106,210	11	▲7,903
福井県	808	143,736	811	146,029	▲ 3	▲2,293
山梨県	774	38,838	670	37,174	104	1,664
長野県	4,412	180,616	3,504	162,456	908	18,160
岐阜県	2,077	169,973	2,059	164,145	18	5,828
静岡県	2,714	304,522	2,455	251,064	259	53,458
愛知県	2,659	1,165,921	2,882	1,026,455	▲ 223	139,466
三重県	425	74,407	484	76,077	▲ 59	▲1,670

	令和5年度		令和4年度		前年度比較	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
滋賀県	898	103,684	1,263	101,839	▲ 365	1,845
京都府	1,685	541,510	1,508	526,511	177	14,999
大阪府	3,033	795,578	2,991	732,024	42	63,554
兵庫県	2,026	1,213,931	2,137	1,178,847	▲ 111	35,085
奈良県	1,653	131,465	1,527	119,257	126	12,208
和歌山県	596	139,488	514	136,209	82	3,279
鳥取県	1,573	134,962	1,613	124,607	▲ 40	10,355
島根県	1,641	94,941	1,436	89,758	205	5,184
岡山県	2,451	245,730	2,779	238,533	▲ 328	7,198
広島県	784	306,603	747	260,323	37	46,280
山口県	866	255,745	833	232,322	33	23,423
徳島県	842	59,145	798	52,499	44	6,646
香川県	864	57,691	855	55,590	9	2,101
愛媛県	580	88,347	700	81,859	▲ 120	170,206
高知県	1,213	123,408	964	136,256	249	▲12,848
福岡県	4,418	870,821	3,962	844,436	456	26,384
佐賀県	731	132,343	604	124,382	127	7,961
長崎県	762	299,068	717	274,105	45	24,964
熊本県	994	283,873	1,338	256,639	▲ 344	27,234
大分県	1,141	307,691	1,378	284,804	▲ 237	22,888
宮崎県	709	72,371	467	67,323	242	5,048
鹿児島県	566	149,754	555	175,114	11	▲25,360
沖縄県	578	295,206	729	294,475	▲ 151	731
合計	99,768	16,207,560	90,872	15,478,024	8,896	729,536

注1 四捨五入の関係で合計や前年度比の調達額が合わないところがある。

注2 各市町村の調達実績は厚生労働省ホームページで公表

9 強度行動障害を有する者等に対する支援について

(1) 強度行動障害支援者養成研修の計画的な実施【関連資料1】

強度行動障害を有する者は、自傷、異食、他害など、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、支援が困難であり不適切な身体拘束や虐待につながる可能性がある。しかし、適切な支援により状態の安定・改善が見込まれることから、専門的な研修により適切な支援を行う従事者を養成することが重要である。

このため、強度行動障害を有する者に対する適切な支援計画を作成することが可能な職員の養成を行い、適切な支援につなげることが重要であることから、平成25年度には、強度行動障害を有する者に対する支援を適切に行う者を養成する「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)」を創設し、平成26年度から「強度行動障害支援者養成研修(実践研修)」を創設している。

これらの研修修了者による支援について、平成27年度報酬改定においては、短期入所、施設入所支援、共同生活援助及び福祉型障害児入所施設、平成30年度報酬改定においては、生活介護、計画相談支援、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、新たに加算で評価しており、令和3年度報酬改定では、医療型障害児入所施設における強度行動障害児特別支援加算の創設や強度行動障害のある人が地域移行のためにグループホームを体験利用する場合の加算の創設、生活介護及び施設入所支援における加算算定期間の延長及び単位数の見直しにより更なる充実を図っている。

また、令和6年度報酬改定では、生活介護、短期入所、施設入所支援において、重度障害者支援加算の算定要件及び単位数の見直しや、共同生活援助において、利用者の環境の変化に適応するための初期のアセスメント等を評価する加算を創設したところである。

各都道府県におかれては、地域生活支援事業の地域生活支援促進事業に位置付けられている「強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修・実践研修)」や「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業」の活用も検討いただき、本研修の着実な実施と障害福祉サービス事業所等の従事者の積極的な研修参加に向けた周知に協力をお願いします。

これらの研修の指導者を養成するための研修(指導者研修)については、令和7年度に独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において以下のとおり開催予定である(いずれの日程もオンラインでの実施を予定)。

- 強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修)
- 1回目 6月30日(月)・7月1日(火)
- 2回目 7月14日(月)・7月15日(火)

○強度行動障害支援者養成研修事業（実践研修）

1回目7月3日（木）・7月4日（金）

2回目7月17日（木）・7月18日（金）

（2）中核的人材の養成について【関連資料2】

「中核的人材養成研修の実施予定について」(令和6年2月7日事務連絡)においてお示ししたとおり、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、強度行動障害を有する児者の受け入れ体制の強化を図るため、事業所において強度行動障害を有する児者に対してチームで支援を行う上で、適切なマネジメントを行い中心的な役割を果たす人材(以下「中核的人材」という。)を配置し、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が18点以上(障害児においては児基準30点以上)の児者を受け入れ適切な支援を行った場合に、報酬上評価したところである。

中核的人材養成研修については、令和5年度においては研修プログラム開発の一環として一部の協力自治体を対象としたモデル実施としていたところであるが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により加算の算定要件に組み込むこととしたことから、今年度からは全ての都道府県を対象として実施している。

本研修については、令和9年度を目途に都道府県で研修を実施する体制を整備する予定であり、その体制が整うまでの間は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において実施する。

令和7年度の研修受講者は、都道府県に加え、指定都市にも受講枠を拡大し、各都道府県、指定都市から2名の推薦者を受け付ける予定としている。詳細については、3月頃改めて事務連絡にてお知らせする予定であるが、各都道府県、指定都市においては、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の修了者であること、強度行動障害を有する者に対する支援の実績があること、地域の強度行動障害児者への支援体制を構築していくにあたっての役割期待などを踏まえ、研修受講者の推薦準備をしていただくようお願いする。令和7年度の中核的人材養成研修については、夏頃の開催を予定しているが、詳細については、のぞみの園から改めてお知らせする予定である。

（3）強度行動障害を有する者に対する対応について【関連資料3】

① 状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援について

強度行動障害を有する者は、その特性に適した環境調整や支援が行われない場合には、本人の困り事が著しく大きくなって行動上の課題が引き起こされるため、適切な支援を継続的に提供する必要がある。

現状では、障害福祉サービス等事業所では受入が困難なために同居する家族にとって重い負担となることや、受け入れた事業所において適切な支援を提供することができず、意欲のある支援者が苦悩・疲弊し、本人

の状態がさらに悪化するなどの実情もある。

このような状況等を踏まえ、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性を有する者であって、地域において強度行動障害を有する児者を支援する人材（以下「広域的支援人材」という。）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む。）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をともに行い、環境調整を進めることを評価する加算を創設したところである。この「広域的支援人材」については、令和7年度にのぞみの園において広域的支援人材に関する研修を実施する予定としているが、詳細は検討中のため、今後改めてお知らせする。また、人材養成の体制が整うまでの間は、地域支援マネジャーのうち強度行動障害の支援に関する知見がある者や強度行動障害支援者養成研修（中核的人材）養成研修の講師など、集中的支援において指導助言ができる能力を有するものとして都道府県等が認める者についても、広域的支援人材とみなすものとするとしている。また、地域生活支援事業の発達障害者支援体制整備事業実施要領の中で、集中的支援実施のための体制整備として、都道府県及び指定都市が障害福祉サービス事業所等における集中的支援の実施に当たり、管内において、「広域的支援人材」の役割を担う者を登録した名簿の作成や派遣調整を行うこととしており、都道府県及び指定都市においては、事業実施に必要な準備を進めていただきたい。

なお、集中的支援の具体的な支援の内容、事務処理手順等については、令和6年3月19日においてお示ししたとおりであるため、各自治体におかれては遺漏なきようをお願いする。

② 強度行動障害を有する者に対する障害支援区分認定について

現在、障害支援区分の認定に当たっては、認定調査項目の判断基準の留意点として「行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する」こととしており、そのため、「行動上の障害が現れた場合」と「行動上の障害が現れないように支援している場合」は同等の評価となる。

認定調査についてはこうした点に留意し、また、在宅での行動障害の状態と障害福祉サービス事業所等における行動障害の状態に違いがあることが多いこと等から、調査対象者本人、支援者双方から聞き取りを行うように努める等、再度、障害支援区分認定に係る趣旨を御理解いただき、遺漏なきようお願いする。

（４）介護職員等による喀痰吸引等の実施等

① 介護職員等による喀痰吸引等の実施等について

障害福祉サービス事業所等が、自らの事業の一環として喀痰吸引等を行

うために、各都道府県知事に登録を行う登録特定行為事業者については、登録を進めていただいているところであるが、地域において喀痰吸引等を行う事業所が身近にないなどの声も聞かれることから、各都道府県におかれては、管内市町村とも連携し、医療的ニーズがある障害者等が引き続き住み慣れた場所で適切な障害福祉サービスが受けられるよう、登録特定行為事業者の登録を促すなど御配慮願いたい。

また、都道府県から登録を受けた登録研修機関については、社会福祉士及び介護福祉士法施行令の規程により、5年毎に更新を受けなければならないため、当該手続きに遺漏なきよう御対応願いたい。

なお、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、生活介護事業所（登録特定行為事業者）が、医療的ケアが必要な者等へ喀痰吸引・経管栄養を実施した場合の評価を創設したところである。

② 介護現場における原則として医行為ではない行為に関するガイドラインについて【関連資料4】

令和6年6月21日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「医療職・介護職間のタスク・シフト/シェア等」として「原則として医行為ではない行為」に関するガイドラインの策定が求められており、今年度、社会・援護局においてガイドライン策定に向けた調査研究を実施しているところである。

当該ガイドラインは実際の介護現場等において活用いただけるよう、「原則として医行為ではない行為」について、望ましい対応や行為の基本的な実施方法について記載することを想定しており、策定後、HPでの公表を予定しているため、各都道府県等におかれては、各障害福祉サービス事業所等への周知をお願いしたい。

（5）精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修【関連資料5】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図る上での現状や課題として、長期入院精神障害者の地域移行に伴い必要となる障害福祉サービス・介護保険サービスの量と質を確保していく必要がある。

また、高齢の精神障害者の地域移行に関しては、介護保険による対応が必要となるケースが多いが、障害福祉分野と介護保険分野の双方の従事者において、精神障害者を支援するノウハウ・知見が必ずしも十分でないところである。

各都道府県及び指定都市におかれては、当該研修の内容について障害福祉担当部局と介護保険担当部局双方で改めて御確認いただくとともに、関係団体や関係機関等に対して周知いただき、受講が促進されるよう協力をお願いする。

強度行動障害支援者養成研修について

- 強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としているため、現状では事業所の受入れが困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。
- 一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されていることから、地域生活支援事業において、強度行動障害を有する者に対して適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする体系的な研修を実施しているところ。

国立のぞみの園



(指導者養成研修)

- 基礎研修・実践研修の指導者を養成するための研修を実施

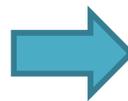
都道府県



- 障害福祉サービス等事業所の職員に対して、以下のとおり基礎研修・実践研修を実施

障害福祉サービス等事業所

サービス管理責任者クラスの職員



平成26年度～ 強度行動障害支援者養成研修
(実践研修) 講義＋演習(12時間)

支援現場の職員



平成25年度～ 強度行動障害支援者養成研修
(基礎研修) 講義＋演習(12時間)

事務連絡
令和6年2月7日

各 都道府県障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
こども家庭庁支援局障害児支援課

中核的人材養成研修の実施予定について

障害保健福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、強度行動障害を有する児者の受け入れ体制の強化を図るため、事業所において強度行動障害を有する児者に対してチームで支援を行う上で、適切なマネジメントを行い中心的な役割を果たす人材（以下「中核的人材」という。）を配置し、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が18点以上（障害児においては児基準30点以上）の児者を受け入れ適切な支援を行った場合に、報酬上評価することを予定しているところですが、中核的人材の養成研修については、下記のとおり実施する予定であるため、ご了知の上、円滑な事業実施にご協力いただきますようお願いいたします。

記

○ 中核的人材養成研修については、令和5年度においては研修プログラム開発の環境として一部の協力自治体を対象としたモデル実施としていたところであるが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により加算の算定要件に組み込むこととしたことから、令和6年度からは全ての都道府県を対象として実施することとする。

○ 本研修については、将来的には都道府県で研修を実施する体制を整備する予定であり、報酬との関係性については別途告示等でお示しするが、その体制が整うまでの間は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）において実施する研修を本研修と位置づけることとする。行動関連項目等の合計点数が18点以上（障害児においては児基準30点以上）の強度行動障害を有する児者を受け入れている事業所は、現時点で全国に1,500か所程度と推計しており、中核的人材も同程度以上の養成が必要であることから、全国的な研修実施体制を整備しつつ、段階的に受講人数を増加させていくこととしている。

○ 令和6年度の研修受講者は、全都道府県2名ずつ計94名程度（指定都市及び中核市分を含む。）の推薦者を受け付ける予定として、各都道府県においては、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の修了者であること、強度行動障害を有する者に対する支援の実績があること、地域の強度行動障害児者への支援体制を構築していくにあたっての役割期待などを踏まえ、研修受講者の推薦準備をしていただくようお願いする。今年度の中核的人材養成研修は夏頃の開催を予定しているが、詳細については、のぞみの園から改めてお知らせする予定である。

○ また、受講者と合わせて、補助指導者（以下「サブ・トレーナー」という。）1名も募集することとしており、各都道府県においては、サブ・トレーナーについても推薦の準備を進めていただきたい。

このサブ・トレーナーについては、受講者と同じグループにおいて、担当指導者（以下「トレーナー」という。）を補佐しながら演習を進めつつ、トレーナーの指導技術を学び、将来的には各地域でトレーナーとなることが期待されることから、強度行動障害支援に関する他事業所等への助言や地域の連携体制づくりの経験、強度行動障害支援養成研修の講師等の経験がある者等を募集要件とする予定である。

○ 研修修了証の発行については、本研修の内容を正しく理解し、必要な演習を適切に修了できたと担当グループのトレーナーが判断した場合に交付することとしている。

また、本研修のトレーナー及びサブ・トレーナーを務めた者についても、本研修の内容を正しく理解し、必要な演習を進行できる者であることが前提となることから、修了証を交付する予定であることを申し添える。

○ なお、今回の報酬改定においては、強度行動障害に関する支援困難事例に対して助言等を行い、地域を支援する人材（以下「広域的支援人材」という。）による集中的支援加算も導入されているところであるが、広域的支援人材養成研修を実施するまでの間は、発達障害者地域支援マネジャーや中核的人材養成研修の講師（指導者）等の一定の要件を満たした者も広域的支援人材としての任用の要件としているところであり、中核的人材養成研修は、こうした地域の強度行動障害児者への支援体制構築にもつながるものであることにご留意いただきたい。

以上

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
電話：03-5253-1111（内線 3038）

各
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市
障害保健福祉・児童福祉主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る
事務手続等について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

強度行動障害を有する児者への地域における支援体制の整備については、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号。以下「基本指針」という。)に即して、令和6年度を始期とする第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画において、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、障害福祉サービスや障害児支援の提供体制の確保や支援体制の充実に取り組みをいただくよう、お示ししているところです。

また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等(情報通信機器を用いた地域外からの指導助言を含む。)し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をともにを行い、環境調整を進めることを評価する「集中的支援加算」を創設することとしました。

そこで、令和6年4月以降の本加算に係る業務を円滑に進めるに当たって、本加算の具体的な手続の流れ等について、下記のとおりお示しいたします。

都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれましては、御了知の上ご対応いただくと共に、都道府県におかれましては、管内市町村への周知をお願いいたします。

なお、本加算の算定要件等については、公布・発出される関係の告示や通知等をご参照ください。

1. 加算創設の主旨

強度行動障害を有する児者で、状態が悪化することにより、障害福祉サービスや障害児支援(以下「障害福祉サービス等」という。)の利用希望があるにも関わらず、サービスや支援につながらない事例がある。また、障害福祉サービス等を利用していても、自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の生活の維持が難しくなった児者もいる。さらに、支援現場においては、強度行動障害を有する児者の状態が悪化して、課題となる行動が頻発するような状態になった場合に、目の前の対応に追われ、支援を振り返る余裕がなくなることにより、職員が疲弊し支援力が落ちていくという状況もある。

こうした状況を踏まえて、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等(情報通信機器を用いた地域外からの指導助言を含む。)し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を当該事業所等とともにを行い環境調整を進めていく、「集中的支援加算」を創設することとしたところである。

集中的支援加算の対象児者は、強度行動障害を有する児者であって、自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者である。集中的支援は、当該児者が生活を維持することが難しくなった背景にある個々の障害特性と生活環境をアセスメントし、個々の障害特性に応じた支援や環境調整等を障害福祉サービス等の事業所等と共におこない、当該児者の状態の軽減を図ることを目的としている。また、集中的支援の実施後も、地域において個々の障害特性に応じた支援が受けられる体制を構築することで、強度行動障害の状態を悪化させない支援体制の整備を図るものである。

なお、本加算を運用するにあたっては、平時から、都道府県・指定都市においては発達障害者支援体制整備事業(発達障害者支援地域支援マネジャー)等や、都道府県においては強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)等を活用して、管内の市町村(指定都市・中核市・児童相談所設置市を含む)において、強度行動障害を有する児者への支援に係る知識や技術を地域の事業所等に広げ、そのスキルを向上するための取組を進めることが必要である。そうした取組により、強度行動障害を有する児者を支援する事業所等の確保と支援の質の向上を図るとともに、自治体と事業所等が連携し、地域全体で強度行動障害を有する児者とその家族の暮らしを支える体制整備を進めることが必要である。

2. 加算の概要

(1) 集中的支援加算(Ⅰ) 1000単位/日 ※事業所訪問型

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合において、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が選定する広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等(※)を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加える。

※ 対象サービス：療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

※ 本加算を算定する事業所等は、都道府県等が選定する広域的支援人材に対して、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。

(2) 集中的支援加算(Ⅱ) 500単位/日 ※居住支援活用型

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合において、集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして都道府県等が選定する指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所、指定障害児入所施設が、他の障害福祉サービス等を行う事業所から当該障害児者を受け入れ、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

※ 集中的支援加算(Ⅱ)を算定する場合は、集中的支援加算(Ⅰ)も算定可能。

3. 都道府県等における事前準備

都道府県等におかれては、集中的支援加算の算定に係る事前準備のため、速やかに(1)及び(2)の手続きを進められたい。なお、都道府県と指定都市・中核市・児童相談所設置市は連携・協議し、(1)(2)について都道府県で一体的に運用することも含めて、集中的支援が実施できる体制整備に努めていただきたい。

(1) 広域的支援人材の選定・名簿管理

都道府県等は、状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対する集中的支援の実施にあたる広域的支援人材の選定と名簿の管理・自治体間での情報共有を行うこと。

①選定

以下のア～ウのいずれかに該当する者から選定し、集中的支援の実施に関する役割等を説明し、同意が得られた者を選定すること。

ア 中核的人材養成研修の講師等（ディレクター・トレーナー）である者（研修実施機関の国立のぞみの園より名簿を都道府県等宛に3月25日頃を目途に送付予定）

イ 発達障害者支援体制整備事業による発達障害者支援地域支援マネジャーである者

ウ その他強度行動障害を有する児者への支援に知見を有すると都道府県等が認める者

※ イ及びウは、強度行動障害を有する児者への支援に知見を有する者（事業所等へのコンサルテーションの経験等がある者）であって、国が実施している強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）に自治体の推薦を受けて参加した経験があることや、都道府県が実施している強度行動障害支援者養成研修の企画や講師・ファシリテーター等の取りまとめ等を行う役割を担っている者であることが望ましい。

※ 中核市・児童相談所設置市においては、イの該当者について選定を行う場合には、都道府県・指定都市に確認を行うこと。

※ なお、イによって選定する場合は、集中的支援加算(Ⅰ)は広域的支援人材の派遣に係る費用を想定したものであるため、本加算が算定されることをもって、発達障害者支援体制整備事業に係る予算額を減額することの無いようにすること。

都道府県内の複数の指定権者で同一の広域的支援人材を選定しても差し支えない。また、他の都道府県等が選定・登録している広域的支援人材を選定することも差し支えないが、その場合には先に選定・登録している都道府県等と事前に双方の都道府県等での集中的支援の実施において支障がないよう確認・調整を行うこと。

②名簿管理・情報共有

選定した広域的支援人材について、氏名、所属、連絡先等の情報を記載した登録名簿を作成し、保管すること（参考様式1-1）。

都道府県等は、選定・登録した広域的支援人材の氏名・所属等の情報を、登録名簿に掲載された全ての広域的支援人材及び(2)で作成された登録名簿に掲載された全ての施設等に共有すること。また、都道府県は管内の市町村に対し、指定都市・中核市・児童相談所設置市は都道府県に対し、当該情報を共有すること。

名簿は、円滑な集中的支援の実施・運用が可能となるよう、広域的支援人材の追加等を進めるとともに、適時に更新し最新の情報としておくこと。

(2) 居住支援活用型の集中的支援（加算（Ⅱ））を実施する施設等の選定・名簿管理

都道府県等は、状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対する集中的支援を提供できる体制を備えている施設等の選定と名簿の管理・自治体間での情報共有を行うこと。

①選定

以下の要件アを必ず満たすとともに、イ又はウのいずれかに該当している施設等から選定し、集中的支援の実施に関する役割等を説明し、同意が得られた施設等を選定すること。また、施設等の選定に際して、指定権者が異なる場合は、指定権者に当該施設が以下要件アに該当するかを確認すること。

ア 施設入所支援においては、重度障害者支援加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）、共同生活援助・短期入所においては、重度障害者支援加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定できる体制があること（※1）。障害児入所施設においては、強度行動障害児特別支援加算（Ⅰ）を算定できる体制があること（※2）。

イ 強度行動障害を有する児者への標準的支援についての外部専門家を活用したコンサルテーションを継続的に受けていること。

ウ 都道府県が実施している強度行動障害支援者養成研修への講師・ファシリテーター等の派遣に協力していること。

（※1）

【体制】生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6（又は区分4以上）かつ行動関連項目10点以上の者に対して、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、支援計画シート等を作成し当該計画に基づき個別支援を行う。

（※2）

【体制】医師、心理担当職員を配置。対象児4人につき児童指導員1加配。強

度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、支援計画シート等を作成し当該計画に基づき支援を行う。

【設備】居室は原則個室。児が興奮時に落ち着くための空間・設備を設ける。

障害児と障害者それぞれに対応が可能となるよう施設等の選定を進めることが望ましい。

まずは都道府県等の管内の施設等から選定することが望ましいが、地域の支援体制の状況に応じて、その他の施設等から選定することも差し支えない。都道府県内の複数の指定権者で同一の施設等を選定しても差し支えない。また、他の都道府県等が選定・登録している施設等を選定することも差し支えないが、その場合には先に選定・登録している都道府県等と事前に双方の都道府県等での集中的支援の実施において支障がないよう確認・調整を行うこと。

②名簿管理・情報共有

選定した施設等について、事業所名、事業種別、所在地、連絡先等の情報を記載した登録名簿を作成し、保管すること（参考様式1-2）。

都道府県等は、選定・登録した施設等の事業所名・所在地等の情報を、広域的支援人材及び登録名簿に掲載された全ての施設等に共有すること。また、都道府県は管内の市町村に対し、指定都市・中核市・児童相談所設置市は都道府県に対し、当該情報を共有すること。

名簿は、円滑な集中的支援の実施・運用が可能となるよう、施設等の追加等を進めるとともに、適時に更新し最新の情報としておくこと。

4. 集中的支援の実施の手続き・運用

集中的支援は、強度行動障害を有する児者が通う事業所等が、当該児者の支給決定自治体（障害児入所施設の場合は都道府県等、その他の場合は市町村（特別区を含む））に集中的支援の実施依頼の申請を行い、支給決定自治体が、当該事業所等の指定権者である都道府県等に集中的支援の実施を要請し、当該児者の状況や地域の集中的支援の実施体制等を踏まえて、当該都道府県等の調整の下、実施するものとする。

手続きの流れを以下のとおりお示しする。都道府県等及び市町村におかれては、各地域で集中的支援の実施が可能となるよう、運用体制を整備されたい。あわせて、都道府県等は、管内の事業所における強度行動障害を有する児者の把握及び白濁からの支援体制の充実を進めることが重要である。また、都道府県と指定都市・中核市・児童相談所設置市は連携・協議し、都道府県で一体的に運用することも含めて、集中的支援が実施できる体制整備を進めることが重要である。なお、都道府県等及び市町村の調整の下、地域の実情に応じた手続きの流れと

することは差し支えない。都道府県等は事業所等に対し、集中的支援の実施の手続きの流れについて周知すること。

(1) 集中的支援の実施申請と都道府県等への依頼(事業所等・支給決定自治体)

集中的支援加算の対象児者は、強度行動障害を有する児者であって、自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者である。集中的支援は、当該児者が生活を維持することが難しくなった背景にある個々の障害特性と生活環境をアセスメントし、個々の障害特性に応じた支援や環境調整等を障害福祉サービス等の事業所等と共におこない、当該児者の状態の軽減を図ることを目的としている。また、集中的支援の実施後も、地域において個々の障害特性に応じた支援が受けられる体制を構築することで、強度行動障害の状態を悪化させないための体制整備を図るものである。

①事業所等は、集中的支援の実施について、支給決定自治体に実施依頼の申請を行うこととする(参考様式2)。

※ 在宅の障害児者について、家族等からの申請も受け付けるものとする。また、事業所等を利用せず在宅で生活している対象児者を支給決定自治体が把握した場合は、基幹相談支援センター・児童発達支援センター等と連携・協力の上、申請に依らず自治体が自ら対応する。

②支給決定自治体は、事業所等から集中的支援の実施依頼の申請を受けた場合には、当該児者が基準(※)に該当しているか確認するとともに、当該児者への集中的支援の必要性について、当該事業所等と検討を行う。必要性を認めた場合には、都道府県等に対して、集中的支援の実施を依頼する。

※ 者：行動関連10点以上であること(区分は問わない)
児：強度行動障害判定表20点以上であること

※ 集中的支援加算(Ⅱ)(居住支援活用型)においては、事業所が集中的支援実施後の対象者の居住の場を確保していること。

※ 計画相談支援・障害児相談支援を利用している場合には、担当する相談支援専門員等と十分な連携を図ること。その場合にはサービス担当者会議で検討することが望ましい。

(2) 集中的支援の実施の調整(都道府県等)

①都道府県等は、支給決定自治体から集中的支援の実施の依頼(追記の上参考様式2の複写を送付)を受けた場合には、3(1)で作成した広域的支援人材の名簿より広域的支援人材を選定し、広域的支援人材と調整の上、当該依頼に対応する広域的支援人材に集中的支援の実施要請を行う(参考様式3)。

②都道府県等は、実施の依頼を行った支給決定自治体に対して、広域的支援人材の派遣について連絡する(参考様式3の複写を送付)。

(3) 広域的支援人材による集中的支援の実施(広域的支援人材・事業所等)

①集中的支援実施計画の策定

広域的支援人材は、集中的支援の実施申請書(参考様式2)の申請者に連絡し、事業所等へ訪問等を行い、当該児者と生活環境のアセスメントを実施する。

当該アセスメントに基づいて、対象児者の状態・状況の改善に向けた環境調整その他の必要な対応・支援を短期間で集中的に実施するための支援全体の進め方の計画である「集中的支援実施計画」(参考様式4)を、当該児者の支援に携わる事業所等とも連絡調整の下、作成する。

※ 当該児者等のアセスメントの結果から、居住支援活用型の集中的支援を実施する必要があると判断された場合は、広域的支援人材は、都道府県等と連携し、3(2)で作成した名簿に掲載されている施設等と連絡調整した上で、居住支援活用型の集中的支援の実施も組み込んだ集中的支援実施計画(案)を作成する。

※ 居住支援活用型の集中的支援を実施する場合で支給決定の変更が必要な場合や、新たな障害福祉サービス等の利用が必要となった場合は、広域的支援人材は、支給決定自治体と連絡調整を行い、支給決定の手続きを進める。

広域的支援人材は、集中的支援実施計画を支給決定自治体に提出し、その複写を都道府県等に提出する。

②集中的支援の実施

広域的支援人材は、集中的支援実施計画に基づき、対象児者が利用する施設等に対して、対象児者の状況や支援内容の確認を行いながら、助言援助を

行う。

事業所等は、広域的支援人材の助言援助を受けながら、対象児者に対して支援を行う。

※ 集中的支援加算（Ⅰ）（事業所訪問型）の算定は、事業所等が、対象児者に支援を行う日において、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して、当該児者に対する支援に関する助言・援助等を受けた日に行うものとする。なお、①のアセスメントに際しての訪問等についても算定できるものとする。

※ 集中的支援加算（Ⅱ）（居住支援活用型）の算定は、施設等の実践研修修了者が中心となって当該児者を受け入れて集中的支援を行うこと、集中的支援の後に当該児者が生活・利用する予定の事業所等に対する当該児者の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継ぎ等を集中的支援実施計画に基づいて行うこと等を要件とする。

※ 集中的支援実施計画は概ね月に1回以上の頻度で見直しを行う。

（4）集中的支援の終了（広域的支援人材・事業所等）

広域的支援人材は、集中的支援の終了後、集中的支援実施報告書（参考様式5）を作成し、支給決定自治体に提出するとともに、複写を都道府県等に提出する。また、当該報告書を活用し、当該児者の支援に携わる事業所等に支援方法等の引継ぎを行う。

5. その他

集中的支援の実施体制の整備や運用にあたっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に規定する協議会等に意見を求めることが望ましい。

【照会先】

こども家庭庁支援局障害児支援課
電話：03-6771-8000（内線145）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
電話：03-5253-1111（内線3038）

	<p>を得た場合には、結論を得次第同様の措置を講ずる。</p> <p>d 厚生労働省は、厚生労働省通知により、列記はストーク職員との交換など、原則として医行為には該当しないとの解釈が示されている行為について、介護現場における周知が不十分であるとの指摘を踏まえ、介護職員が安全かつ適切に判断・実施できるように、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)」(平成17年7月26日厚生労働省医政局長通知)及び「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(その2)」(令和4年12月1日厚生労働省医政局長通知)に記載のある行為について、安全性の確保など介護現場の実情を把握しつつ、例えば、実施する場合の留意事項、観察項目、異常時の対応などの介護現場が必要と考える内容を盛り込んだタスク・シフト/シエパに関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を新たに策定し、公表する。</p> <p>さらに、厚生労働省は、aで更に整理した行為についても、介護職員が安全かつ適切に判断・実施できるように、ガイドラインを改定し、公表する。</p>		
<p>7 在宅医療における円滑な薬物治療の提供</p>	<p>厚生労働省は、在宅患者が適時に必要な薬剤(薬局では取り扱っていないことがあると指摘されている種類の輸液等を含む。)を入手できないことがないよう、在宅患者への適時の薬物治療の対応が夜間・休日を含め24時間365日可能な薬局が存在しない地域における必要な体制の整備などの必要な対応を検討するため、一次医療圏ごとの薬局における在宅対応に関する体制・機能等の情報(名称、所在地、連絡先公表の有無(営業時間内、夜間・休日)、営業時間、夜間・休日の対応状況(輪番体制への参加状況含む。)、地域支援体制加算の有無、地域連携薬局の認定の有無等)を公開する。</p>	<p>令和6年度上期措置</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>8 高齢者施設における人員配置基準の特例的な柔軟化</p>	<p>a 厚生労働省は、介護人材の不足が深刻化する中、介護の質の維持・向上及び介護職員の負担軽減に資する生産性向上を図る観点から、高齢者施設(介護付き有料老人ホーム等)における人員配置基準について、令和4年度及び令和5年度の生産性向上の取組に関する国の実証事業の結果や、社会保障審議会介護給付費分科会における議論等を踏まえ、介護ロボット・ICT機器の活用など一定の要件を満たす高齢者施設における人員配置基準を特例的に柔軟化する。具体的には、令和6年度から、特設施設入居費生体介護(介護付き有料老人ホーム。以下「特設施設」という。)について、生産性向上に先進的に取り組んでいる場合、施設ごとに置くべき</p>	<p>a：措置済み b：令和5年度以降継続的に措置 c：令和6年度以降継続的に措置</p>	<p>厚生労働省</p>

精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修

都道府県地域生活支援事業（任意事業）

- 長期入院している精神障害者の地域移行の推進においては、「障害福祉サービス等利用ニーズの増大」と「高齢化」という背景があるなか、これまでは精神障害者へのサービス提供が少なかった障害福祉サービス事業所、精神障害者の利用がそれほど想定されてこなかった介護保険サービス事業所（地域包括支援センター含む）や高齢者施設等についても、より積極的に精神障害者を受け入れていくことが期待されている。
- このため、精神障害者の特性に応じた適切な支援がより一層実施できるよう、障害福祉分野と介護分野の双方に精神障害者の特性に応じた支援が提供できる従事者を養成するための研修を実施するための経費を補助する。

【研修内容】

- 別紙参照

【実施主体】

- 都道府県、指定都市（精神保健福祉センター・保健所等を想定）又は都道府県知事若しくは指定都市市長の指定した研修事業者

【効果】

- 障害福祉分野と介護分野の双方に精神障害者の特性に応じた支援が提供できる従事者を養成できる。

【対象者】

（障害福祉分野）

- 障害福祉サービス事業所等の職員
- 相談支援専門員
- 市町村の障害福祉担当課の担当者

（介護分野）

- 介護保険サービス事業所等の職員
- 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の職員
- 地域包括支援センターの職員
- 介護支援専門員
- 市町村の高齢者福祉担当課の担当者

（医療分野）

- 障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等の職員

（その他）

- 救護施設（生活保護施設）の職員

○標準的なカリキュラムは、2種類作成し、ニーズに応じた研修を実施。

カリキュラム例① (1.5日(1日半)研修(540分) ※平成29年から

カリキュラム例② (1.5日(1日半)研修(480分) ※令和元年から

[1日目]

科目名	時間数	内容
講義	180分	
1 精神障害者の障害者の特性の総論的理解	40分	○ 精神障害者の定義 ○ 精神障害者の特性の理解
2 障害特性の理解と具体的な対応①	80分	○ 障害特性の理解及び具体的な支援方法(統合失調症・気分障害)
3 演習A(グループワーク)	60分	○ 障害特性の理解と想定 ○ 想定場面での対応方法及び援助技術①

[1日目]

科目名	時間数	内容
講義	360分	
1 演習(グループワーク)	30分	○ 研修目標設定
2 精神保健福祉法、関連法令、関連制度等の歴史的背景	60分	○ 精神保健医療福祉施策の変遷と動向の理解
3 地域共生社会の実現と障害者総合支援法の理解	60分	○ 地域共生社会の理念の理解 ○ 障害保健福祉施策とその関連制度の理解
4 精神疾患の理解	90分	○ 精神疾患の理解 ○ 精神保健医療福祉分野の相談支援機関の理解
5 精神疾患、精神障害の特性と支援方法の理解	90分	○ 症状に合わせた支援方法の習得 ○ 接遇やコミュニケーション技法など技術の習得 ○ 多職種連携の具体的な事例の理解
6 演習(グループワーク)	30分	○ 研修振り返り及び意見交換

[2日目]

科目名	時間数	内容
講義	360分	
4 当事者の想いを理解	60分	○ 精神障害者の理解
5 障害特性の理解と具体的な対応②	120分	○ 障害特性の理解及び具体的な支援の仕方(高齢期・依存症・発達障害)
6 演習B(グループワーク)	60分	○ 障害特性の理解と想定 ○ 想定場面での対応方法及び援助技術②
7 社会資源と連携、家族支援	60分	○ 関係機関との連携方法 ○ 精神障害を取り巻く社会資源の理解 ○ 家族支援の理解
8 演習C(グループワーク)	60分	○ 効果的な支援のための関係機関との連携方法

[2日目]

科目名	時間数	内容
講義	120分	
7 演習(事例検討)	90分	○ 精神障害者の地域移行支援等事例の検討
8 演習(グループワーク)	30分	○ 研修振り返り及び意見交換

※ 公益社団法人日本精神保健福祉士協会において、「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修テキスト」を作成。

※ 一般社団法人日本介護支援専門員協会において、「精神障害者の地域生活支援に係る、介護支援専門員・介護福祉士等の研修ニーズに関する調査報告書」を作成。

○講義形式のカリキュラムに加え、実習・演習形式のカリキュラムを実施することも可能。

カリキュラム例 実践実習(210分) ※令和元年から

科目名	時間数	内容
講義	210分	
1 実践実習	180分	○ 実習機関による精神障害者の支援実践実習
2 演習(グループワーク)	30分	○ 実践実習振り返り及び意見交換

※ 一般社団法人日本介護支援専門員協会において、「精神障害者の地域生活支援に係る、介護支援専門員・介護福祉士等の研修ニーズに関する調査報告書」を作成。

10 相談支援の充実等について

(1) 障害者総合支援法改正を踏まえた相談支援体制の充実強化等について

【関連資料1】

相談支援については、障害者の生活を支えるサービスの利用援助や生活上の課題への相談や情報提供などを行うものであり、障害者が希望する地域生活を実現するための重要な役割を担っている。

令和4年12月に成立した障害者総合支援法の改正により、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の設置が令和6年度から市町村の努力義務となったところであるが、未だ設置率はともに約6割程度の状況である。(令和6年4月時点) また、(自立支援)協議会も含め、設置するのみならず活性化すべきとの指摘もあるところである。

基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会は、それぞれ連携して推進していくことで効果的な体制整備が図られるものであり、障害者総合支援法の改正や第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画にかかる基本指針、加えて令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等を踏まえ、各地方自治体におかれては、障害児者の相談支援体制の充実強化について、より一層のご対応をお願いしたい。

具体的には、各事業における以下のポイントをご参照いただき、地域のアドバイザー等と連携しながら、各都道府県におかれては市町村の広域支援、市町村におかれては庁内での議論から事業化・機能強化に向けた検討を積極的に進めていただくよう、お願いしたい。

※ 地域生活支援拠点等については、「14 障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進等について」の項目を参照。

令和6年度においては、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備促進や機能の強化、(自立支援)協議会の効果的な運営を推進するため、各都道府県とのブロック会議、市町村へのオンライン研修を実施したところ。

不参加の市町村においては、厚生労働省HPに掲載している資料をご確認いただくとともに、各市町村においては、都道府県が本件にかかる会議を開催する際には、積極的に参加いただくようお願いする。

なお、国においては、令和7年度も本件にかかる会議等を実施する予定であるので、都道府県及び市町村においては、積極的な参加をお願いする。

<厚生労働省HP参照>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiushahukushi/service/chiikiseikatsu_shientaisei_seibi.html

① 基幹相談支援センターの設置の促進、機能の充実

ア 令和4年12月に成立した障害者総合支援法の一部改正について【**関連資料2～5**】

基幹相談支援センターに関しては、以下の点が法律上明記され、令和6年4月から施行されている。

- ・ 市町村における基幹相談支援センター設置の努力義務化
- ・ 基幹相談支援センターの業務として旧来から規定されている総合的な相談支援の業務に加え、「相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務」、「協議会に参画する地域の関係機関の連携の緊密化を促進する業務」について法律上明記
- ・ 都道府県による市町村への基幹相談支援センターの設置促進等のための広域的な支援の実施

イ 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画にかかる基本指針

基幹相談支援センターについて、令和8年度末までに全ての市町村において設置すること等を成果目標として掲げ、各市町村における障害福祉計画等において目標設定いただき、推進を図っている。

<成果目標>

相談支援体制の充実・強化等

- ・ 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等

<活動指標>

相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- ・ 基幹相談支援センターの設置
- ・ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- ・ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- ・ 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

ウ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

計画相談支援、障害児相談支援に関する報酬改定において、基本報酬や各種加算の新設・拡充が図られ、計画相談支援事業所等の安定した経営に寄与している。

また、人材確保対策として、「(サービス等利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を可能とする) 相談支援員」の新設や ICT 活用等も推進している。

加えて、計画相談支援事業所等と基幹相談支援センター等の連携を促進する取組も盛り込んでいるところである。

このような背景も活用して、基幹相談支援センターの体制整備を検討いただきたい。

＜令和6年度報酬改定（計画相談支援・障害児相談支援）のポイント＞

- 1) 基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）
 - ・ 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬の算定要件を追加（※）した上で報酬額を引き上げ
（※）「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」
 - ・ 主任相談支援専門員加算について、基幹相談支援センター、児童発達支援センター、地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所で、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に加算額を引き上げ
- 2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等
 - ・ 加算の対象となる場面（モニタリング月）や業務（通院への同行）、連携対象の追加（訪問看護事業所）、算定回数などの評価を充実
 - ・ 要医療児者支援体制加算等について、医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する場合に加算額を引き上げ
- 3) 相談支援人材の確保及びICTの活用について
 - ・ 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員（※）」として配置可（サービス等利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を可能とする）等
（※）令和6年度障害者総合福祉推進事業において、相談支援員の在り方や活用方策、配置促進に資する方策等について、検討しており、その成果物等については、改めて周知予定。

エ 各自治体をお願いしたいこと

このような状況であるが、以下の課題や傾向が見受けられるところであり、上記のような背景や趣旨、各事業の役割や機能をご理解いただいた上で、各都道府県におかれては市町村の広域支援、各市町村におかれては市内での議論から事業化・機能強化に向けた検討を積極的に進めていただくよう、お願いしたい。

なお、令和7年度障害者総合福祉推進事業として、障害者総合支援法の改正ならびに障害福祉サービス等報酬改定等による影響等の把握とともに今後の障害福祉分野における相談支援の充実強化に向けた促進策等の検討につなげることを目的として、「障害福祉分野における相談支援の実態等に関する調査研究」を実施し、各自治体に各種アンケート調査やヒアリング調査を実施することも予定している。令和9年度報酬改定など今後の施策の検討のための重要なエビデンスとなるものであるため、ご協力をお願いしたい。

< 基幹相談支援センターに関する課題や傾向 >

- ・ 基幹相談支援センターの設置市町村数が 1,045 市町村、約 60%（令和 6 年 4 月）の設置状況にとどまっており、都道府県毎にばらつきがある。
- ・ 小規模自治体になるにつれて未設置率が高くなる傾向。
- ・ 設置済み市町村においても、特に重要な役割である地域の相談支援体制の強化の取組（支援者支援や地域づくり）が十分に行われていない場合がある。

※ 参考『相談支援業務の手引き（令和 6 年 3 月）』

- 地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組支援
 - ・ 地域の相談支援事業所が参画する支援方針等を検討する場の設置運営具体的には、個別事例のサービス等利用計画の検討・検証、セルフプランの事例に係る支援内容の検討・検証、支援困難ケースに関するスーパーバイズ 等
 - ・ 事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的助言
 - ・ 研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）
- 学校や企業、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、こども家庭センター等との情報収集・提供や連携の取組、障害者等の支援に係る専門的助言等
- 基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

オ 基幹相談支援センター機能強化事業について【関連資料 6】

従前からご案内のとおり、「基幹相談支援センター機能強化事業」については、令和 6 年度に補助対象を以下のとおりとしており、令和 6 年度は 1 年限りの経過期間を設けているところ、令和 7 年度は当該経過期間が終了するため、取り扱いに遺漏なきよう改めてお願いしたい。

- ・ 基幹相談支援センターに対する補助に限定
- ・ 地域の相談支援体制の強化や地域づくりの取組への補助に重点化
- ・ 基幹相談支援センターに配置される職員について、障害福祉に関する相談支援機能を強化するため、補助対象となる専門的職員を主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師もしくは精神保健福祉士等に限る

※ 令和 4 年度障害者総合支援法の改正に伴う基幹相談支援センターの努力義務化等の背景を踏まえ、令和 6 年度に限り、令和 5 年度に本事業を実施していた市町村においては従前の補助内容で補助を可能とする経過措置を設けていたが、令和 7 年度から上記経過措置が終了する

なお、本事業の実施にあたっては、地方交付税措置の対象である障害者相談支援事業との補助対象経費を適切に区分するようご留意いただきたい。

具体的には、障害者相談支援事業及び基幹相談支援センターの運営を一体的に委託する場合であって、一般的な相談支援に係る部分を含めた委託費全額を本事業の補助対象として計上することは不適切であるため、委託費のうち本事業に係る部分を按分する等適切な額を計上いただきたい。

②（自立支援）協議会の活性化【関連資料 7】

協議会については、地域の障害者等の支援体制の整備を図ることを目的として設置するものであるが、地域課題の検討が十分行われておらず、形骸化しているとの指摘がある。

ア 令和 4 年障害者総合支援法の一部改正について【関連資料 8】

協議会に関しては、以下の点が法律上明記され、令和 6 年 4 月から施行されている。

- ・ 協議会において、地域課題等を把握するために必要な障害者の個別事例について、情報の共有や支援のあり方の検討等を行うことを明確化
- ・ 関係機関に対して情報提供等の協力を求めることができる旨明記し、あわせて当該関係機関による協議会への情報提供等の協力についての努力義務を課す
- ・ 協議会の事務に従事する者又は従事していた者に守秘義務を課す

イ 第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画にかかる基本指針

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを成果目標として掲げたところである。

< 成果目標 >

相談支援体制の充実・強化等

- ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

< 活動指標 >

相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善

ウ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、計画相談支援における報酬算定要件として協議会への参画が含まれることとなった。

エ 各地方自治体にお願いしたいこと

市町村におかれては、上記を踏まえ、管内の全ての相談支援事業所に協議会への参画を求め、相談支援に係る専門部会の定期的な開催等により、個別課題の分析から地域課題を抽出し、地域の支援体制の整備に着実につなげていくよう積極的な取り組みをお願いします。

なお、この取組は基幹相談支援センターと市町村が共同で開催し、計画相談支援事業所の主任相談支援専門員の協力を得ながら取り組むことが重要である。

また、広域的な支援体制の整備を担う都道府県の協議会と地域の支援体制の整備を担う市町村の協議会の効果的な連携が重要であることから、都道府県が管内市町村の協議会の状況を定期的に把握することや相互に地域課題の検討状況の定期的な共有など必要な連携等をお願いします。

なお、改正法を踏まえた協議会の運営や都道府県による市町村支援の取組について、別途、通知や相談支援業務に関する手引き、協議会の設置・運営ガイドラインについても参考にされたい。

③ 都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業について【関連資料9】

改正法において、都道府県の役割として、市町村への基幹相談支援センターの設置促進等のための広域的な支援の実施が明記されたことを踏まえ、令和6年度において、地域生活支援促進事業（国庫補助率1/2）として、基幹相談支援センター等の整備率が低い都道府県における市町村への広域的支援事業である「都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業」を実施している。

※ 令和6年度は、東京都、新潟県、福井県、高知県、大分県、沖縄県が実施。

令和7年度も引き続き、10カ所程度の都道府県で実施を予定しているため、都道府県においては、基幹相談支援センター等の設置を促進するために、積極的にご活用いただきたい。

④ 全国ブロック会議等の開催について【関連資料10】

改正法を踏まえ、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備促進や機能強化、協議会の効果的な運営を推進するために、令和6年度において、都道府県職員等との意見交換を含めた全国ブロック会議や市町村職員等向けのオンライン会議を開催したところである。（アドバイザー等も参加）

具体的には、厚生労働省から全国で統一した資料と行政説明を行うとともに、日本相談支援専門員協会に講師として協力いただき、地域の好事例の紹介、グループワークを行った。(計 1,500 名程度参加)

各都道府県においては、今後の管内での推進方策の検討を行うとともに、各市町村職員等においても制度の趣旨や各事業の意義等の理解が深まり、地域の相談支援機関との連携の重要性を学ぶ機会となり、好評を得るものとなった。

令和 7 年度も引き続き、本件にかかる会議を予定しているため、各都道府県及び市町村におかれては積極的な参加をお願いしたい。

また、上記の都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業における各都道府県の取組内容や全国ブロック会議等で活用した資料等については、随時公表しており、参考にさせていただきたい。

⑤ セルフプランについて【関連資料 11】

相談支援事業者以外の者が作成するセルフプランの割合は地域ごとに大きくバラつきがあり、本人や障害児の保護者が希望しない場合もセルフプランとなっている地域がある。

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定において、市町村ごとのセルフプラン率について国が公表し、見える化することとしている。

今般、市町村毎の結果について人口規模別にした上で、厚生労働省とこども家庭庁の HP に掲載したところ。特にセルフプラン率の高い市町村におかれては、同じ人口規模の他市町村の状況も踏まえつつ、セルフプラン率の高い要因の分析を行って頂くとともに、相談支援体制の充実強化等も含め、望まないセルフプランの解消に取り組んでいただくよう、お願いしたい。

<厚生労働省、こども家庭庁 HP 参照>

(厚生労働省) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44635.html

(こども家庭庁) https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku#h2_free9

セルフプラン率については、地域によるバラつきが見受けられるところであり、その解消に向けて、各自治体にその状況や工夫している取組等をヒアリング等することも考えているので、ご協力をお願いしたい。

また、令和 3 年度に発出した通知(※)を改めて確認いただき、その取扱いを徹底いただくようお願いしたい。

(※) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知(障障発 0 3 3 1 第 7 号 令和 3 年 3 月 31 日)

「計画相談支援等に係る令和 3 年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」

特に、市町村においては、いわゆるセルフプランについては、その理由を確認及び記録するとともに、地域の相談支援事業者の不足により、やむ

を得ずセルフプランとなっているケースがある場合については、具体的に相談支援体制の整備に向けた取組を講じるとともに、安易にセルフプランに誘導することがないよう徹底することをお願いしたい。

⑥ 市町村における適切なモニタリング期間の設定について【関連資料 12・13】

相談支援のモニタリング期間については、市町村が相談支援専門員の提案を踏まえつつ、対象者の状況に応じて柔軟に適切な期間を設定することとしており、障害福祉サービス等の支給決定に係る事務処理要領において、標準よりも短い期間で設定することが望ましい状態像の具体例を示しているが、一部の市町村では柔軟なモニタリング期間の設定がなされていない状況がある。

また、モニタリング期間を標準より短い期間で設定することが望ましい場合について、令和6年4月から新たに以下を追加している。

- ・ 障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者
- ・ 重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者
- ・ 進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児

今般、厚生労働省とこども家庭庁のHPに、市町村別のモニタリング期間の設定状況を公表しているの、市町村におかれては、上記を踏まえつつ、対象者の状況に応じた柔軟かつ適切なモニタリング期間の設定についてご留意願いたい。

<厚生労働省、こども家庭庁HP参照>

(厚生労働省) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44635.html

(こども家庭庁) https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku#h2_free9

(2) 障害者相談支援事業等の交付税措置等について【関連資料 14】

① 障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター（基礎部分）にかかる交付税措置の増額について

障害者相談支援事業（いわゆる委託相談）の相談件数の増加や改正法による基幹相談支援センターの努力義務化を踏まえ、令和7年度から地方交付税措置が拡充される見込みである。

詳細については、夏頃を目途に、おってお知らせしていく予定であるが、各市町村におかれては、こうした状況も踏まえ、必要な事業費の確保に努

めていただくとともに、より充実している市町村におかれては支援が後退することのないよう、地域における相談支援体制の充実に格別のご配慮をお願いしたい。

② 障害者相談支援事業にかかる消費税の適切な取扱いについて

市町村が実施する障害者相談支援事業については、令和5年10月に事務連絡を発出し、以下の取扱いを周知してきた。

- ・ 障害者相談支援事業は消費税の課税対象であること、
- ・ 自治体が当該事業を民間事業者へ委託する場合、消費税相当額を加えた金額を委託料として受託者に支払う必要があること

また、令和6年度は、以下のとおり、様々な機会を通じて自治体及び事業所に丁寧に対応いただくよう、周知を行ってきたところである。

- ・ 自治体説明会（令和6年4月26日）の開催（国税庁と共催）
- ・ 相談窓口の設置による個々のケースへの対応
- ・ 相談窓口に多く寄せられたご照会を基にした Q&A の発出（令和6年10月10日）

各地方自治体におかれては、本事務連絡等を踏まえた適切な取扱いにご留意いただくとともに、自治体が委託する場合に必要な消費税相当額について、委託先の民間事業者の負担とすることがないように改めてお願いしたい。

あわせて、障害者相談支援事業を民間事業者へ委託する場合の委託料の算定にあたっては、特に以下の点についてご留意いただきたい。

- ・ 委託する事業内容や従事する人員等の業務実態等を踏まえて適切な額を算定するとともに、当該額に消費税相当額を加えた金額を委託料として支払うこと
- ・ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、指定特定相談支援事業者等に対する地域生活支援拠点等のコーディネーターに係る報酬の評価及び計画相談支援の報酬の充実等を行うこととしているが、当該報酬上の評価については、地域生活支援拠点等の整備促進や当該機能及び計画相談支援の充実を図ることを趣旨としたものであることから、当該報酬が算定されることを理由に障害者相談支援事業に係る委託料を減額することのないようにすること。

お困りのことについては、引き続き、相談窓口をご活用いただきたい。

<相談窓口>

（障害者相談支援事業に関すること） shougai-sha-soudan@mhlw.go.jp

（税に関すること） 各税務署法人課税（第1）部門

<厚生労働省 HP 参照>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39854.html

(3) 相談支援における人材確保・養成等について【関連資料 15~18】

相談支援の利用者数、事業所数、相談支援専門員数ともに増加傾向にあるものの、相談支援専門員について、その人員の不足や更なる資質の向上を求める声がある。

第7期障害福祉計画等にかかる基本指針において、相談支援専門員について、都道府県が市町村における必要数を把握した上で計画的に養成することとしている。各都道府県及び市町村におかれては、障害者等が希望する暮らしを送るために必要な相談支援が確実に受けられるよう、令和6年度報酬改定の内容も踏まえつつ、地域のニーズを踏まえた相談支援専門員や主任相談支援専門員の計画的な養成・確保に努め、地域の相談支援体制の強化についてお願いします。

① 令和6年度補正予算について【関連資料 19】

障害福祉分野における相談支援専門員、サービス管理責任者（または児童発達管理責任者）の人材不足は喫緊の課題であり、国及び各都道府県における人材養成の強化等の取組を緊急に実施するなど人材確保を図るよう、令和6年度補正予算により「障害福祉分野における相談支援体制等強化事業」を実施することとしている。

具体的には、都道府県が実施する相談支援従事者養成研修、サービス管理責任者（または児童発達管理責任者）養成研修（法定研修）について、緊急に研修体制を強化するための費用を補助（国庫補助率10/10）するとともに、国が実施する指導者養成研修（都道府県における研修の企画立案・運営の中心的な役割を担う指導者を対象）の拡充を図ったものである。

各都道府県におかれては、これまでの研修が拡充され、地域における人材確保・養成が促進されるよう、本事業の積極的な活用を検討いただくとともに、例えば、地域における相談支援専門員協会等と連携して企画するなど、効果的に事業を実施頂くための工夫した取組をお願いしたい。

加えて、各研修の実施にあたっては、質の確保を図る観点から、委託先事業者任せきりにすることなく、各都道府県が実施主体の責任の下、研修に実際に立ち会うなど、各研修の実施状況等を的確に把握し、適切に運営いただくよう、改めてお願いしたい。

② 令和7年度の国研修について

令和7年度の国研修については、以下のとおりを予定しており、各都道府県におかれては、適任者を推薦していただく等、ご協力をお願い

いする。

令和7年度も、相談支援従事者指導者養成研修、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修ともに各4日間の研修として実施することとしている。

ただし、相談支援従事者指導者養成研修については、研修内容の定着等を図るため、フォローアップ研修を後日、オンラインで実施することとしている。

また、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修については、専門コース別研修の内容を扱う9月9日（火）をオンラインで実施することとしているので、ご了承ください。

■ 相談支援従事者指導者養成研修会（国研修）

令和7年6月4日（水）～6月6日（金）、令和8年3月6日（金）

（注）令和8年3月6日（金）は、オンラインで実施予定。

■ サービス管理責任者等指導者養成研修会（国研修）

令和7年9月9日（火）～12日（金）

（注）令和7年9月9日（火）は、専門コース別研修をオンラインで実施する。また、他の3日間とは異なる受講生の推薦が可能。なお、相談支援の立場の者とサービス管理に係る者の双方から受講生を選定することが望ましい。

※ 会場は都内近郊を予定しているが、決まり次第おっでご案内。

③ その他、各研修における留意事項

ア 研修内容の見直しへの対応

相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成については、それぞれ令和2年度及び令和6年度に研修制度等を見直している。

各都道府県においては、以下の点に留意して相談支援専門員、サービス管理責任者等の養成を計画的に進めていただきたい。

イ サービス管理責任者等養成研修の受講機会の確保について

サービス管理責任者等の養成研修については、一部の都道府県において、研修受講希望者が事業所の存在する都道府県で研修を受講できない場合があるとの意見をいただいている。

サービス管理責任者等の確保は各事業所の事業継続上不可欠であることに鑑み、オンライン講義と対面による演習を効率的に組み合わせる等の研修実施上の工夫を凝らしていただき、受講希望者が受講できないような事態にならないよう、引き続き配慮をお願いします

る。

ウ サービス管理責任者等の研修制度について 【関連資料 20～23】

都道府県におかれては、障害福祉サービス事業者等に対して以下の点について周知を行うとともに、各種研修について、管内の受講見込人数を事前に把握し、研修回数や受講定員数等について適切に設定いただく等、計画的な研修の実施をお願いする。

- ・ 研修制度見直しに伴い、令和元年度から令和3年度中の基礎研修受講者については、基礎研修修了日後3年間は実践研修を修了していない場合でもサービス管理責任者等とみなすことができることとしており、令和3年度の基礎研修修了者は令和6年度内にみなし期間が終了するため、みなし期間終了前に実践研修を修了していただく必要があること。
- ・ 令和5年6月より、基礎研修修了後のOJTについて、一定の要件を満たした場合、個別支援計画の作成を6月以上行うことで実践研修が受講できること。

エ サービス管理責任者等更新研修について

更新研修の受講にあたっては、以下の実務経験が必要である。

- ・ 現にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として従事していること
- ・ 過去5年間で2年以上サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として従事していたこと

オ 相談支援従事者現任研修について

令和2年4月1日から前5年間に相談支援従事者研修又は主任相談支援専門員研修を修了した者が、研修修了日の5年後の属する年度末までに初めて相談支援従事者指導者現任研修を受講する場合に限り、受講要件を不要としているが、平成31年度受講生は令和6年度中に受講する必要があることから、令和7年度以降は相談支援従事者現任研修を受講する全員に、受講要件が適用されること。

カ 主任相談支援専門員について

主任相談支援専門員については、令和2年度以降、都道府県による養成を開始している。

各都道府県においては、地域における人材養成や地域づくりの中核を担う人材を早期に養成する観点から、市町村との連携を図り、計画的な主任相談支援専門員の養成についてお願いする。

なお、基幹相談支援センターは地域の相談支援の中核としての役割が望まれるものであり、市町村においては、センターの従事者と

して主任相談支援専門員を配置するようお願いする。

キ 専門コース別研修について

令和2年度以降、専門コース別研修の拡充等を行っており、相談支援専門員及びサービス管理責任者等を対象とする「意思決定支援」並びに「就労支援」、「障害児支援」、相談支援専門員を対象とする「介護支援専門員との連携・相互理解」のコースを設定したところ。各都道府県においては、専門性確保等のため、これらの研修の実施をお願いする。

また、障害者に対する意思決定支援の推進を図るため、令和6年度報酬改定において「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させることとしていることから、「意思決定支援」コースの実施及び相談支援専門員及びサービス管理責任者等への周知や受講勧奨についてお願いする。

※ 「11 障害者虐待の未然防止・早期発見等について (2) 意思決定支援の推進について参照。」

(4) その他留意事項について

障害福祉分野における相談支援に関しては、上記以外に加えて以下の点にも留意しつつ、各都道府県と市町村が連携し、適切に対応・指導いただきたい。

① 指定計画相談支援の適切な提供について

下記のとおり、一部報道により、不適切な運営・支援実態が散見されていることから、改めて法令遵守の徹底ならびに適切な指定相談支援の運営等について指定権者を含めた関係機関等において再確認を行う等により、適切な指定計画相談支援の提供に努められたい。

- ・ 指定特定相談支援事業所において相談支援専門員の未配置等による指定取り消しがあつた事例
- ・ 指定特定相談支援事業所が相談者への説明・同意なくサービス等利用計画を作成していたため過誤請求等が行われた事例

② 相談支援と医療等の多機関との連携の推進について

医療機関と相談支援事業所の福祉の連携をより一層強化するため、令和6年6月に発出した事務連絡(※)において、地域における医療と福祉の連携体制の構築や医師意見書の活用をお願いするとともに、相談支援事業所が医療機関と情報連携する際に使用する参考様式を提供等も行っているため、都道府県及び市町村におかれては、こうしたツールも活用いただきながら、医療と相談支援をはじめとする福祉の連携推進をお願いする。

(※) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室、こども家庭庁支援局障害児支援課 令和6年6月12日付事務連絡
「医療機関と相談支援事業所の連携に関する一層の取組促進について」

③ 身体障害者相談員及び知的障害者相談員について

身体障害者相談員及び知的障害者相談員は、生活上の困りごとや悩みごとの相談、制度の活用方法の助言、行政とのつなぎ、また障害や身体障害者に対する地域住民の理解を深めるための各種啓発などの活動を通じて、地域において重要な役割を担っている。

各都道府県、市町村におかれては、身体障害者相談員及び知的障害者相談員の日頃の活動をよくご確認いただき、必要な周知を図りながら、地域の身近な相談役として認知向上とともに、地域の相談支援機関として連携を図っていただくことをお願いしたい。

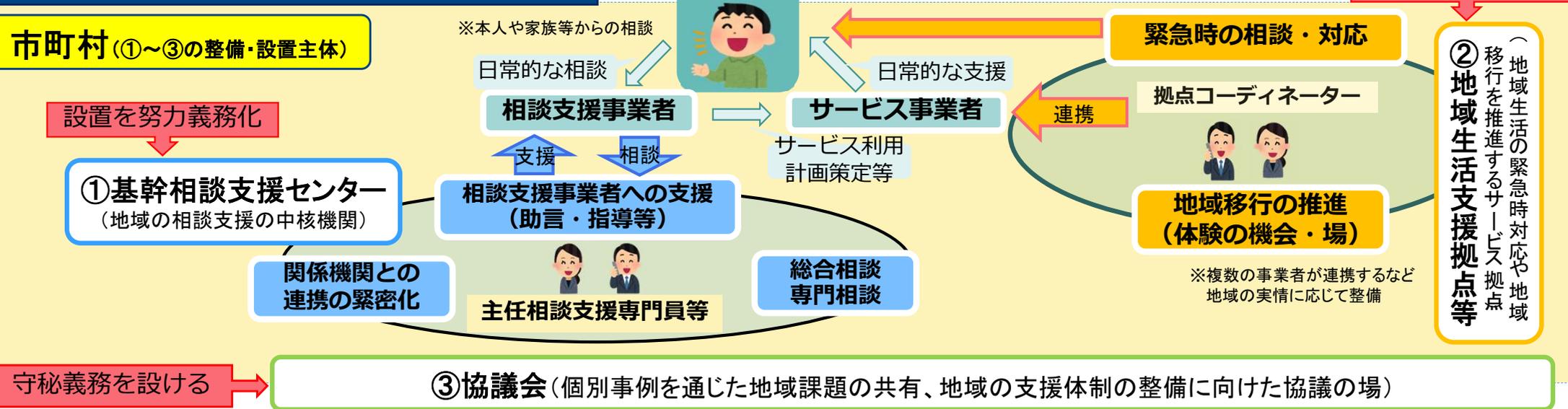
現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。 ※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%),基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- 基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。 ※ 具体的には厚生労働省令で定める予定。

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

基幹相談支援センターの事業・業務等 (障害者総合支援法第77条の2)

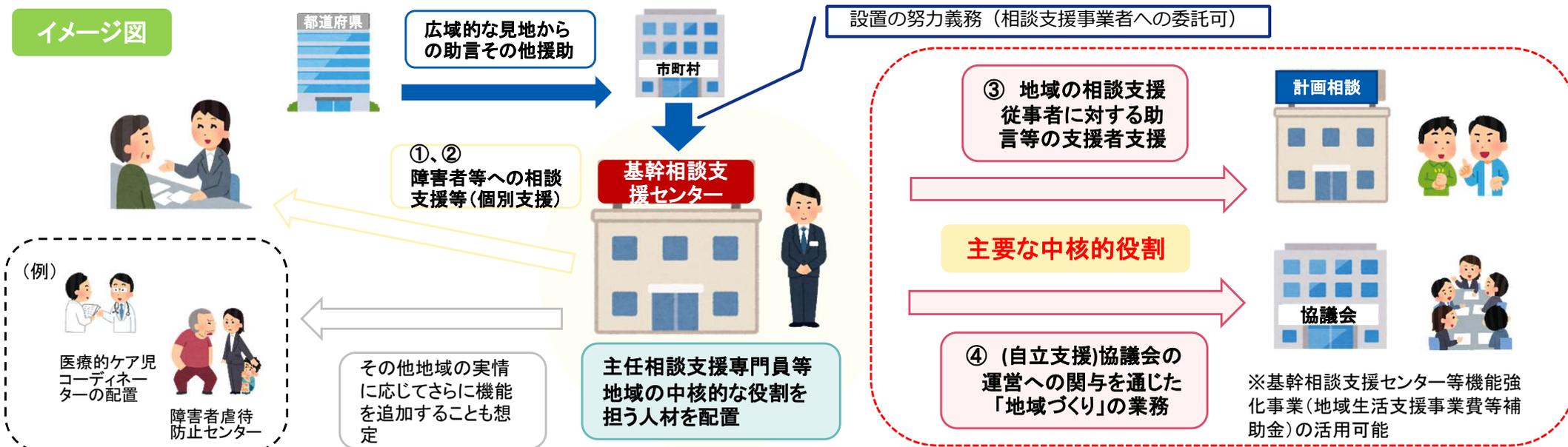
※令和6年4月1日施行

関連資料 2

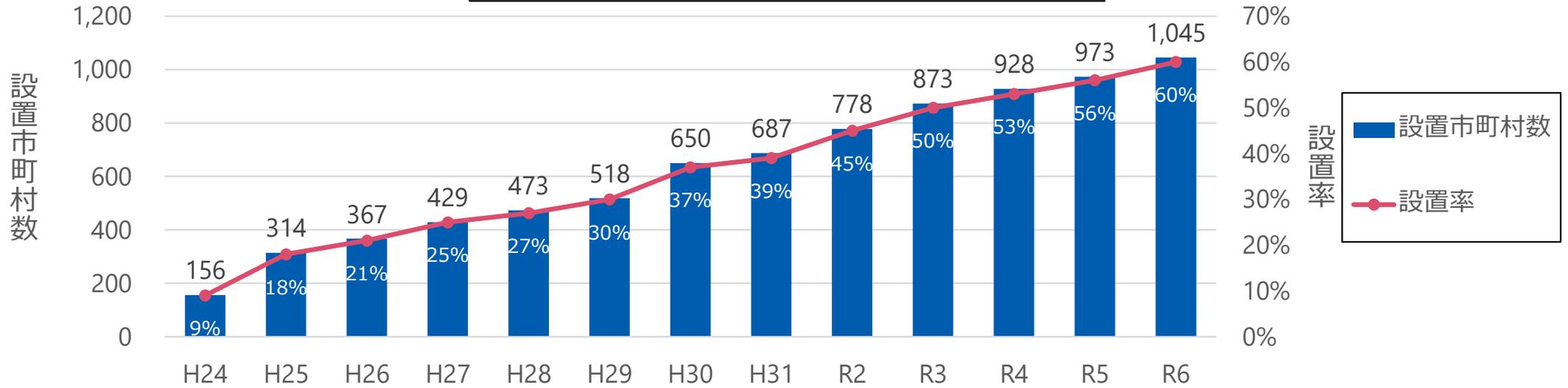
- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置しよう努める**ものとする。(法第77条の2第2項) 新
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする施設。(法第77条の2第1項) ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号) } 個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
 - 新 ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - 新 ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務)
- ※ **都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努める**ものとされている。(法第77条の2第7項) 新

③④が主要な「中核的な役割」

イメージ図

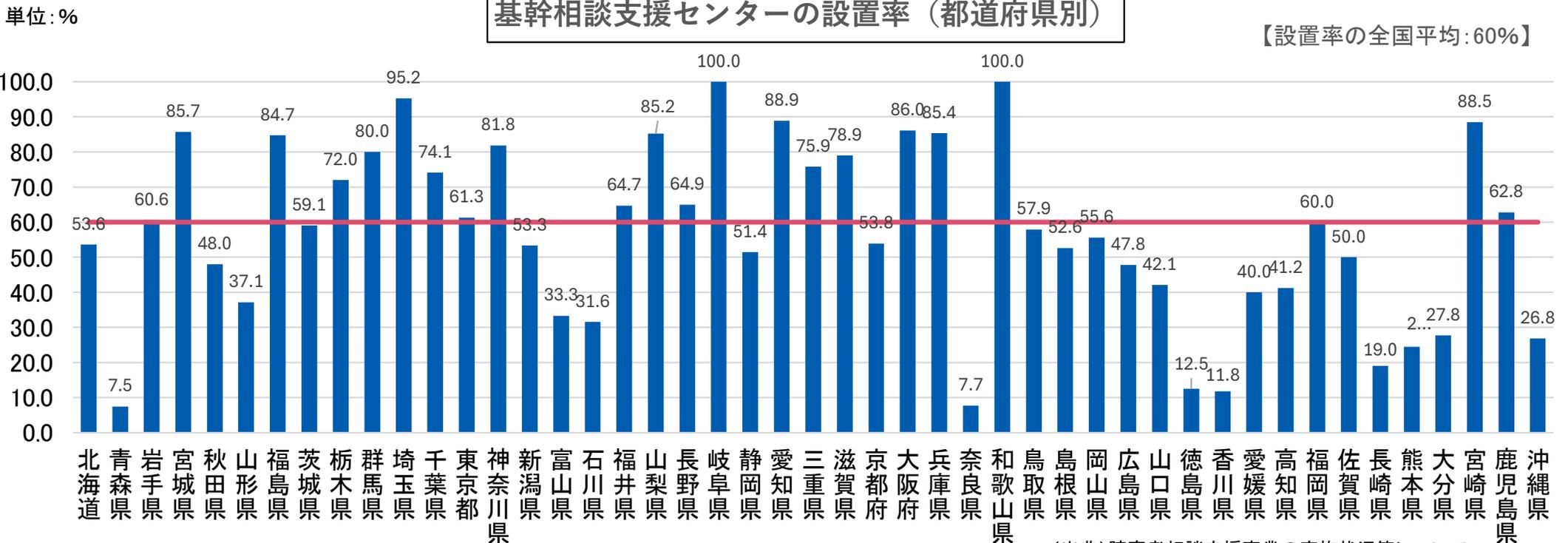


基幹相談支援センターの設置状況 (経年比較)



基幹相談支援センターの設置率 (都道府県別)

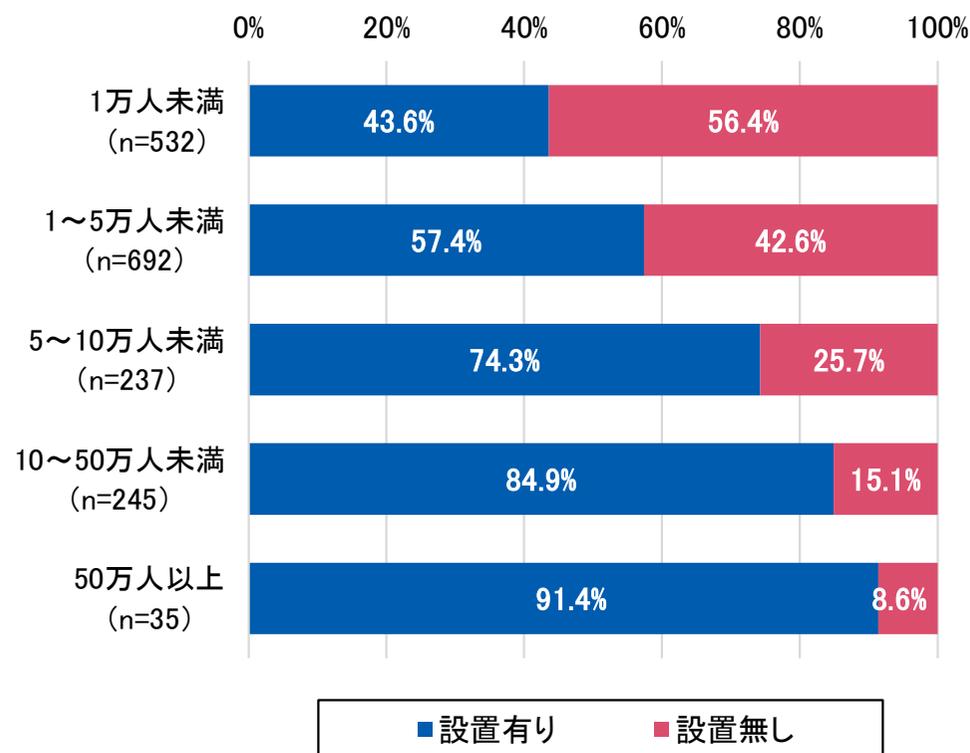
【設置率の全国平均: 60%】



- 基幹相談支援センターの設置には各地域における相談支援体制整備等の経緯などを踏まえ、柔軟な形が必要
- **小規模自治体ほど未設置率・共同設置が高く、都道府県の広域的な見地からの助言その他援助が必要**

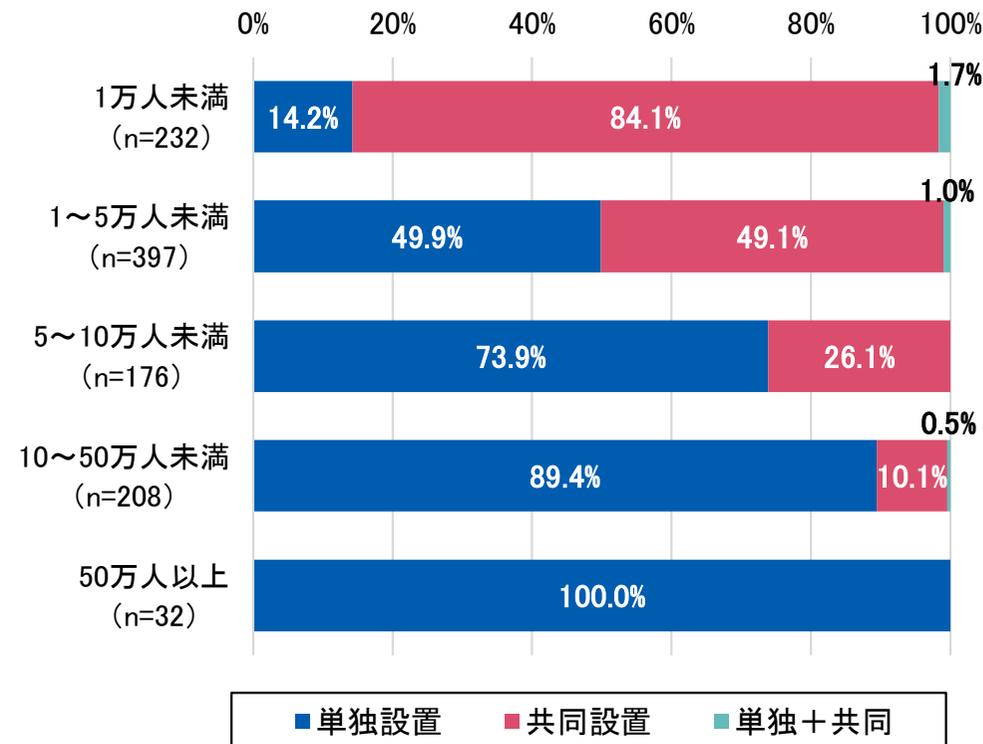
市町村における基幹相談支援センターの設置状況（人口規模別）

（市町村数=1,741）



基幹相談支援センターの設置方法（人口規模別）

（実施市町村数=1,045）



- 基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等それぞれの役割や機能は異なるが、障害者等の地域生活を支援する体制づくりを担う点は共通。
各々の役割や機能を踏まえた効果的な連携体制の構築が必要。

	基幹相談支援センター (地域における相談支援の中核的な機関)	地域生活支援拠点等 (障害者等が地域で安心して暮らすためのサービスの拠点・連携体制)
設置・整備主体	市町村が設置主体（複数市町村による共同設置可） ※指定特定相談支援事業所等に対する委託可	市町村が整備主体（複数市町村による共同整備可）
役割・機能	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関 ①障害者相談支援事業・成年後見制度利用支援事業 ②他法において市町村が行うとされる障害者等への相談等の業務 ③地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援 ④協議会への運営への関与を通じた「地域づくり」	地域生活における安心の確保+地域生活への移行の推進 ①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成等

基幹相談支援センター機能強化事業（地域生活支援事業）

令和7年度当初予算案 地域生活支援事業費等補助金 502億円の内数（501億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

注）地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の対応分を含む。
また、令和6年度予算額は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により障害福祉サービス報酬へ移行した分等を除く。

1 事業の目的

- 基幹相談支援センター等機能強化事業は、基幹相談支援センター等への専門的職員の配置や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としている。
令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、
 - ・基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務化
 - ・基幹相談支援センターの役割として、「相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務」、「協議会に参画する地域の関係機関の連携の緊密化を促進する業務」が法律上明記される
 とともに、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針（告示）により令和8年度末までに基幹相談支援センターの全市町村での設置について成果目標として掲げたところである。
- 上記を踏まえ、本事業について、基幹相談支援センターの設置促進や機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

2 事業の概要・スキーム

- 本事業について、原則として、基幹相談支援センターに対する補助に見直すとともに、法律上明記される「地域の相談支援体制強化の取組」及び「地域づくりの取組」への補助に重点化を図る。
※ただし、令和6年度に限り、経過措置として、令和5年度に本事業を実施していた市町村については従前の補助対象も認めることとする。
- あわせて、基幹相談支援センターの設置増及び機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

現 行	見直し（案）
①基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 （注）社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、相談支援機能を強化するために必要と認められる者	①基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 ※新たに②③の事業実施を補助要件とする （注）主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師若しくは精神保健福祉士等、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者
②基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組	②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組
③基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組	③基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1／2以内、都道府県1／4以内、市町村1／4

(自立支援) 協議会の概要 (障害者総合支援法第89条の3)

※令和6年4月1日施行

- 地方公共団体は、協議会を置くように努めなければならない。(共同設置可) (法第89条の3第1項)
- 協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。(法第89条の3第2項) **新** ※障害者等個人に係る情報の共有が目的に追加
- 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができ、協力を求められた関係機関等はこの求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。(法第89条の3第3項・4項) **新**
- 協議会関係者は、**守秘義務**を有する。(法第89条の3第5項) **新**
- 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、(自立支援)協議会の意見を聴くよう努めなければならない。(法第88条第9項、第89条第7項)
- 基幹相談支援センターの運営への参画により関係機関の連携の緊密化の促進を図ることを想定。(法第89条の3第5項) **新**

(自立支援) 協議会の現状等について

- 設置状況 (R6.4月時点)

市町村: 1,718自治体(設置率約98.7%)

※協議会数: 1,212箇所

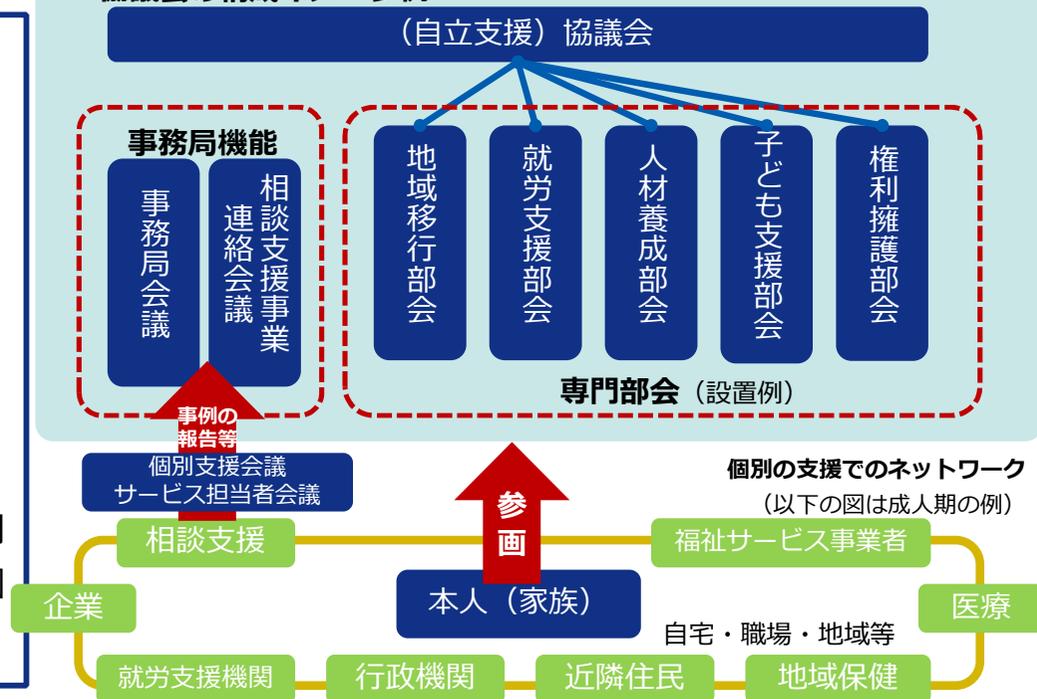
都道府県: 47自治体(設置率100%)

※構成メンバーについては、設置地方公共団体の地域の実情に応じて選定されるべきものである。

(想定される例) ※都道府県協議会については市町村も参画

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民等

協議会の構成イメージ例



令和 4 年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

令和 6 年 4 月 1 日施行

（自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

- 改** ① 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。(第 2 項改正)

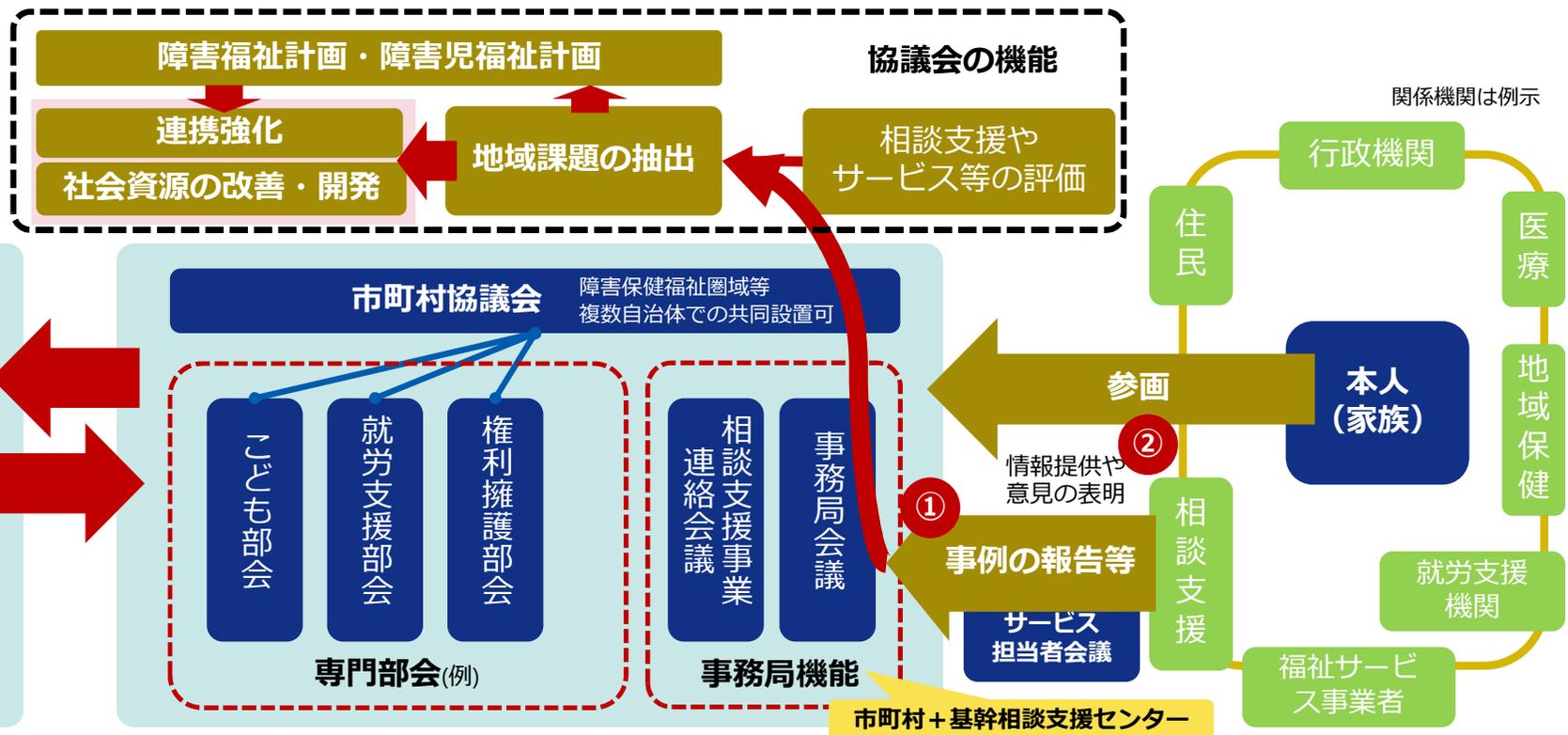
「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化
- 新** ② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)
- 新** ③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。(第5項新設)

* 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。(第 3 項～第 6 項)

(※) 協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

(自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業（地域生活支援促進事業）

関連資料 9

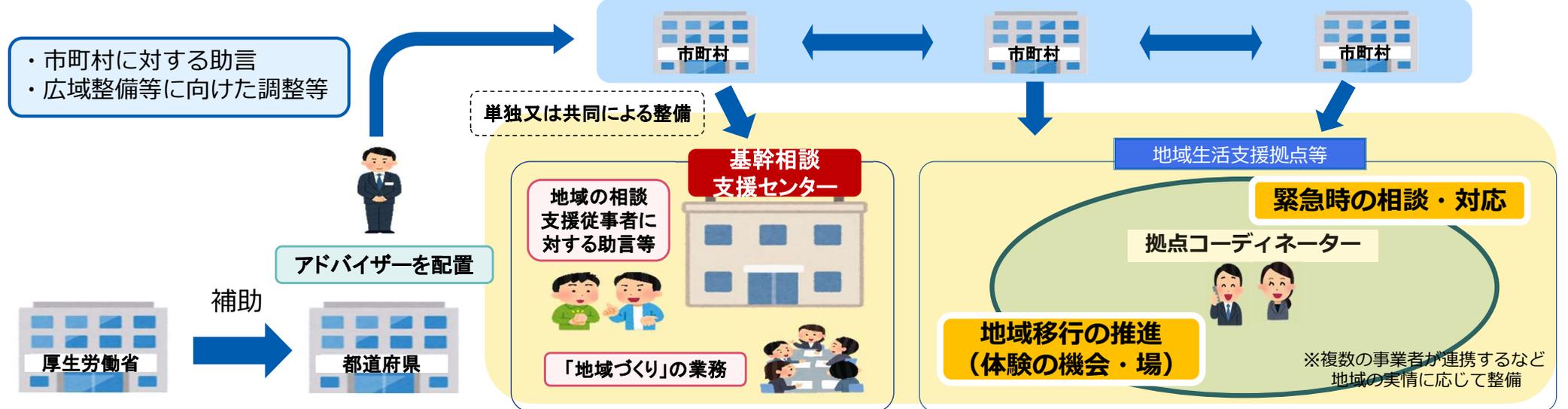
令和7年度当初予算案 32百万円（32百万円）※（）内は前年度予算額

1 事業の目的

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となるが、整備市町村は約半数にとどまっていることに加え、都道府県毎に整備状況のばらつきがある。
- 同法改正により、都道府県による市町村への広域的な支援の役割を明記したことを踏まえ、都道府県による市町村への基幹相談支援センター等の設置・整備及び運営に係る広域的な支援を促進することにより、各自治体における基幹相談支援センター等の設置・整備の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム

- ・ 都道府県にアドバイザーを設置し、市町村に対する基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備並びに運営に関する助言や、広域での設置・整備に向けた調整等の支援を行う。
- ※基幹相談支援センター等の整備率が低い都道府県10県程度、かつ、令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2